

## No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第4号)

平成22年6月11日

### 1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	近 藤 郁 子	議員
3番	三 浦 桂 司	議員	4番	一 色 美 智 子	議員
6番	杉 浦 光 男	議員	7番	平 野 龍 司	議員
8番	山 田 英 明	議員	9番	石 橋 敏 明	議員
10番	平 野 敬 祐	議員	11番	村 山 金 敏	議員
12番	安 井 明	議員	13番	松 山 廣 見	議員
14番	榊 原 杏 子	議員	15番	山 盛 左 千 江	議員
16番	伊 藤 清	議員	17番	月 岡 修 一	議員
18番	堀 田 勝 司	議員	19番	坂 下 勝 保	議員
21番	矢 野 清 實	議員	22番	前 山 美 恵 子	議員

### 2. 欠席議員

5番 中 村 定 志 議員

### 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	佐 藤 政 光 君	議事課長	成 田 宏 君
議事課長補佐	松 林 淳 君	議事課長補佐	石 川 晃 二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

### 4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	行政経営部長	宮 田 恒 治 君
市民生活部長	平 野 隆 君	健康福祉部長	神 谷 巳 代 志 君
経済建設部長	三 治 金 行 君	消防長	神 谷 清 貴 君
教育部長	竹 原 寿 美 雄 君	行政経営部次長	横 山 孝 三 君
		兼秘書政策課長	
行政経営部次長	大 林 栄 美 君	健康福祉部次長	加 藤 誠 君
兼財政課長		兼高齢者福祉課長	
健康福祉部次長	原 田 昇 君	経済建設部次長	鈴 木 重 利 君

兼医療健康課長

経済建設部次長 加藤 慎 君  
兼環境課長

総務防災課長 神谷 元弘 君

兼都市計画課長

会計管理者 塚本 邦広 君  
兼出納室長

監査委員事務局長 福井 康夫 君

## 5. 議事日程

### (1) 一般質問

毛受 明宏 議員

榊原 杏子 議員

山盛左千江 議員

## 6. 本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

午前10時開議

### No.2 ○議長(矢野清實議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 19 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

最初に1番 毛受明宏議員、登壇にてお願いいたします。

### No.3 ○1番(毛受明宏議員)

皆さんおはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

まず、質問に入る前に、去る5月23日、豊明市消防団操法大会にて阿野第4分団が、豊明市の栄冠を見事につかみ、7月24日に日進市で行われる消防団操法愛知県大会へ出場することに、地元としては大変喜ばしく思う次第であるとともに、私自身も地元がこの大会に、3回出場。今回も当たりますが、担当委員会では2回、議員になり計4度目の県大会への出席を同時にいただき、これもまた何かのご縁を感じるものであります。

今回の第4分団は気合い十分、ぜひ次の道への可能性を残せますよう、消防長始め消防署員の方々には、しっかりご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

そして、先の第1回定例会にてご質問をいたしました小中学校メーリングリストについて

て、6月9日の新聞紙上にて当市でも同様に実施された学校安全緊急ネットワークにおいて、岩倉市と江南市の一部の小中学校にて保護者の携帯電話メール配信にふぐあいが発生したことを確認いたしました。

当市においても、ご答弁にて研究、検討中とのことですので、同様な事故が起こらぬよう、しっかりと研究とご検討をしていただくようお願いをいたします。

さて、本題に入ります。

まず1問目、友好自治体相互のPR促進と小中学校夏季キャンプについて。

現在、当市では豊根村、上松町、シェパトン市との友好自治体交流が始まっております。主に豊根村とシェパトン市は、小中学校を主流に夏季キャンプと交換留学での交流。上松町に関しては、私たちの命の源ともなる水道水の関係で木曾広域連携による交流がなされております。

そこで、今後の当交流も市民にも友好自治体をもとに深めていただき、お互いの自治体活性化に努めなければならないと考えます。

当市は桶狭間古戦場、豊根村は茶臼山、上松町は木曾ヒノキ、シェパトン市は外国風情や文化などを学ぶための有効的な自治体交流と感じます。

今回は、中でも一番初めの昭和52年11月に交流が始まった豊根村との交流を主に質問をいたします。

まず1つ目に、当市は去る6月5日、6日で開催された桶狭間古戦場という秀抜の地を持ち、450周年の節目を迎えました。今後もよしもとくん、のぶながくんのマスコットとともに、桶狭間観光に拍車がかかることを一層願うものであります。

また、友好自治体交流を結ぶ豊根村も各種の観光資源を持ち、まちの活性化に努められておりますが、その自治体相互間のPR促進についてご質問をいたします。

2つ目に、現在、市内小中学校が夏季キャンプにて豊根村に行っておりますが、中でも中学生は豊根村の民宿に宿泊し、宿泊のみではなく、豊根村の郷土文化についても同時に学んでいるとお聞きます。

しかしながら、その民宿も経営者の高齢化などで一部、宿泊地に受け入れ困難な状況を迎えているとお聞きしましたが、このような状況の中、今後豊根村民宿、また宿泊施設の生徒受け入れについてご質問をいたします。

続いて、市内各小中学校地域ネットワークについてご質問をいたします。

現在、市内の地域においては、主に長寿世代の方々を中心に、小中学校の登下校時に交通安全と防犯活動で、子ども見守り隊や各区の青少年健全育成推進委員会などを始め、多くの団体の方々が活躍をなされております。

しかしながら、発足後、活躍なされる方々も児童生徒との距離感は近づくことはありますが、学校との関係に苦慮をしているとお聞きます。

さかのぼりまして、市内見守り隊が主流になる平成17年に、中央小学校では地域で活躍される関係団体と学校、学校職員の交流のための中央小学校ネットワーク会議を発足

し、現在では地域との連携会議が行われております。

当会議も発足経過5年を迎え、現在の会議ではふだんの登下校の環境、地域の子どもたちに対する危険箇所のご意見をいただき、改善に努めるなど、有意義な会議と感じております。

今後、急速に変わりゆく学校環境、地域環境であります。

そこで、全市内小中学校に地域ネットワーク会議を設置し、学校と地域の連携を深めるとともに、子どもたちに安全・安心な環境づくりと、ご活躍いただく地域の方々による学校へのかかわり合いの場の構築と、まずもって学校との距離感を縮めるためにも、ネットワーク会議の設置に関してのご質問をいたします。

そして、壇上での最後の質問となりますが、河川流末地域となる阿野区等、その後の河川堤体補強についてをご質問をいたします。

平成12年9月11日から12日にかけて、台風14号の東側を回る暖湿気流が前線に向かって流れ込んだため、前線の活動が活発となり、愛知県、三重県、岐阜県の東海地方を中心に記録的な大雨となった「東海豪雨」から、早いもので9月になれば、はや10年の月日が過ぎ去ろうとしております。

県内でも国交省庄内川事務所や、愛知県、名古屋市など関係機関で構成する「東海豪雨10年実行委員会」が、名古屋市などに大きな被害をもたらした東海豪雨から、今年9月で10年を迎えるのを契機に、各種の関連行事を展開し、被災状況や復興の様子を写した写真パネルの展示会や、豪雨を想定した防災訓練や水防訓練を行うとされ、10年前の教訓を忘れまいとする姿勢がうかがえます。

当市においても、豪雨の際に境川流域河川の正戸川と皆瀬川の堤防決壊により、豊明南部地域は大きな被害を受けております。

その後、愛知県では早急な対応で緊急災害復旧工事後、現年災害復旧工事として河川決壊影響域堤体は復旧と補強が行われました。

しかしながら、補強箇所はあくまでも崩壊、決壊影響域の堤体のみであり、決して補強の完治完了ではないと考えております。

東海豪雨のような大雨は何百年に一度とも言われておりますが、昨今のゲリラ豪雨などを見ますと、決して油断はならない状況ともいえます。

その何百年に一度かもしれませんが、河川補強、いわば豊明の治水について以下3点、ご質問をいたします。

まず1つ目は、東海豪雨から10年が過ぎまして、二級河川ということで、愛知県管理の豊明市内の二級河川であります。10年が経過しようとしている現在、該当河川の復旧と補強の箇所はどのようになっているのでしょうか。

2つ目は、現在、豪雨時に水が集中し危険とされる正戸川は阿野区内、皆瀬川は大脇区内の住宅地域を流れている河川となっており、東海豪雨時も被害を受けられておりますし、現在も新たに建物が建築されているところもあります。それは上流、下流にかかわら

ず、決壊すると危険な地域となりかねません。

そこで、当市所管部が今後補強や修繕が必要と考える箇所のご確認は現在なされているでしょうか、ご質問をいたします。

そして最後に、河川を有する豊明南部地域は、私自身も数回ご質問した当市総合計画の南部地域活性化に向けての当該地区にも当てはまります。

その計画を推進するためにも、ますます補強が必要と考えられますが、当市は当該地区堤防補強の計画を、いかにお考えになられておりますか、ご質問をいたします。

以上で壇上での質問を終わります。

#### No.4 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

平野市民生活部長。

#### No.5 ○市民生活部長(平野 隆君)

市民生活部からは友好自治体交流、PRの促進という項目について答弁をいたします。

友好自治体との交流につきましては、市民レベルで双方のおまつりだとか、そういった交流事業などを開催して、年々交流を深めているところであります。

昨年は、豊根村について言えば、村制 120 周年に当たるということで、本市からは市民団体がそのまつりに参加して踊りを披露するなど、市民レベルの友好を深めていただきました。

友好自治体交流の市民へのPRということにつきましては、ご承知のように現在、庁舎1階の市民コーナーにおいて、観光、物産などを紹介しております。

特に、豊根村の特産である間伐材を利用した「つみきハウス」を市民に紹介するため、犬小屋等をお借りして展示をいたしております。

今後、お互いのまちの活性化のために、新たな市民コーナーへの展示物の検討や市の広報、ホームページにおいて友好自治体の特集記事を掲載するなど、広く市民に紹介していき、本市からの情報の提供も含めまして、より一層交流を推進していきたいと考えております。

終わります。

#### No.6 ○議長(矢野清實議員)

竹原教育部長。

#### No.7 ○教育部長(竹原寿美雄君)

それでは、教育部のほうからは2点についてご答弁を申し上げます。

まず1点目は、友好自治体相互のPR促進と小中学校夏季キャンプについての中から、市内小中学校夏季キャンプについてであります。

小中学校の野外活動の、ご質問にありました夏季キャンプであります。この夏季キャンプにつきましては、中学校の生徒数の増が見込まれることから、市教育委員会といたしましても、昨年度1月より野外活動検討委員会というものを設置し、特に豊根村の民宿が中学生の受け入れが困難になった場合の代替候補地や、その場合の経費や実施方法も含めて、豊根村で野外活動を継続できるか否かについて、豊根村と連絡調整を図りながら検討を進めてまいりました。

その結果、豊根村のご尽力により、「いこいの里 若者センター」という施設など、新たな宿泊施設を使わせていただくことが可能となり、小中学校ともに、今後も豊根村での野外活動を継続して実施する考えであります。

かわりまして2点目、市内小中学校地域ネットワークについてであります。現在、市内の各地域におきましては、児童生徒を交通事故や犯罪から守るためにご支援、ご協力を賜り、市教育委員会といたしましても深く感謝をしております。

さて、交通事故や犯罪から子どもたちを守る取り組みも含め、健やかな子どもたちの成長を目指して学校と地域の連携を深めることは重要であります。

そのため、各小中学校では地域懇談会、「安全・安心の会」や、地域連携推進委員会などを開催するなど、地域のボランティア、保護者の皆様と情報交換する機会が設けられるようになってきております。

このような地域間の問題を共有し、情報交換の機会を設定することは、子どもたちの安全環境、健全育成のための取り組みの充実、改善を図るためにも、また、学校の状況を地域の方々にご理解をいただくためにも、有意義であると考えます。

教育委員会からも各学校に対し、参加者、情報交換の内容などは、各学校の実態に応じて工夫をいただき、このような機会を積極的に設けていただきますよう伝えてまいりたいと思っております。

以上、終わります。

#### No.8 ○議長(矢野清實議員)

三治経済建設部長。

#### No.9 ○経済建設部長(三冶金行君)

河川流末地域となる阿野区等、その後の河川堤体補強について、3点ご質問をいただきました。

そのうち、2点を経済建設部のほうでお答えをいたしたいと思っております。

平成12年の東海豪雨水害を契機に、本流河川であります境川の流域対策を強力に推進を図ることとし、境川流域緊急5カ年計画を豊明市を始めとし、流域9市町により目標を

定め、流域対策を進めてまいりました。

本流河川の流域は開発が著しく、引き続き開発に見合う対策に取り組んでいるところでございます。

まず、1点目の豪雨後の復旧と補強の箇所についてであります。施設整備といたしまして、被害を受けました阿野、大脇、大久伝の3排水機場機器のかさ上げ及び排出量を増強するポンプ施設の整備、また、排水機場への導水路の整備を進めてまいりました。

流出抑制対策として、貯留施設、浸透施設の整備をニッ池、皿池、三崎池、鶴根北池、濁池、大狭間池、住吉池の7池の整備を完了し、今までに約7万トンの貯水量を確保いたしました。

また、歩道舗装の改修にあわせまして、浸透性舗装にかえる整備を進めているところでございます。

流動確保といたしまして、天王川において河道の改修を行うとともに、堤防の草刈りなど維持管理に努めております。

愛知県におきましては、正戸川、皆瀬川で堤防のかさ上げ工事を行ってまいり、河川改修としては、5年確率の改修整備は終わっているところでございます。

また、河川水位監視の充実を図るために、若王子川、井堰川、正戸川、皆瀬川に水位計を、正戸川には雨量計を設置し、ホームページにより随時閲覧できるようにしてまいりました。

次に、2点目の補強や補修が必要と考える箇所の確認はなされているか、についてでございますが、ご指摘の箇所につきましては、現地を確認しております。

河川管理者であります愛知県に電話連絡もいたし、書面にて補修のお願いをしているところでございます。

終わります。

#### No.10 ○議長(矢野清實議員)

宮田行政経営部長。

#### No.11 ○行政経営部長(宮田恒治君)

それでは、同じ河川堤体補強についての3つ目の質問になります、南部地域活性化のための補強対策についてお答えをしていきます。

南部地域の開発、活性化のためには、愛知県管理の二級河川である皆瀬川や正戸川に不安があってはならないことであります。

特に、この地域では天井川になっている部分が多く、河川に対する高い信頼性が要求されます。

愛知県からは、これらの河川はおおむね5年に一度の降雨に対して流下能力を確保し

ています。まずは下流であります境川を、おおむね 20 年に一度の降雨に対する洪水を安全に流下させるため、河川改修案を取りまとめようとしているところであると伺っています。

この河川整備計画が早期に実現されるよう、愛知県に対して要望をしております。

また、市においても、上流域においては洪水調整池の改修工事を進めており、流下時間を遅らせるような対策を現在行っております。

以上で終わります。

#### No.12 ○議長(矢野清實議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

毛受明宏議員。

#### No.13 ○1番(毛受明宏議員)

一通りご答弁をいただきました。

まずは再質問といたしまして、相互のPRについて再質問をいたします。

先ほども申し上げましたように、当市は桶狭間古戦場、豊根村は現在、芝桜でゴールデンウィークの前後には、渋滞で到着が数時間余分にかかってしまうほどの人気ぶりであります。

しかしながら、豊根村の情報も新聞紙上で確認するのが主だったところであります。当市の情報も豊根村の情報も友好自治体としながらも、お互いのPRとして不足な面があるような気がいたします。

今後、主となる観光はもとより、民宿情報など、小さなことでもお互いがPRをしあうなどの必要を感じますが、いかがお考えでしょうか。ご質問をいたします。

#### No.14 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

平野市民生活部長。

#### No.15 ○市民生活部長(平野 隆君)

先ほどもご答弁いたしましたけれども、今後はそういった特集記事のそういった機会をとらえて、広報でのPR、あるいはホームページにタイムリーに載せていくことができたらなというふうに考えております。

終わります。

#### No.16 ○議長(矢野清實議員)



答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
毛受明宏議員。

**No.17 ○1番(毛受明宏議員)**

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

友好とは、読んで字のごとく、「友を好む」、「友と交わる」という意味合いもありますので、一層のご努力をよろしくお願ひいたします。

続きまして、小中学校の夏季キャンプについて再度、ご質問をいたします。

先の臨時会でも沓掛中学校校舎の増設をしなければいけないほどの生徒数のピークを、すぐそこに迎えようとしておりますが、豊根村での生徒の受け入れというものは大丈夫なのか。そのピーク時のころの受け入れは大丈夫なのか、再度、ご質問をいたします。

**No.18 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願ひます。  
竹原教育部長。

**No.19 ○教育部長(竹原寿美雄君)**

豊根村のほうへ出かけていただく中学生のピーク時の人数ですが、26年度までを見ますと、約270名ちょっとというふうに見込んでおります。26年度以降は、減少するものというふうを考えています。

本年度新たに、先ほどご答弁の中で申し上げました若者センターというところが、46～47名収容ができるというような施設だそうです。

それから、来年度からは「大入の郷」というのが、これが20名ぐらいの宿泊が可能となる施設だそうです。

そちらのほうも利用が可能というふうになりますと、最大で300名弱の収容が可能ということで、したがって、引率の教員を含めても宿泊が十分可能だというふうを考えております。

以上、終わります。

**No.20 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願ひます。  
毛受明宏議員。

No.21 ○1番(毛受明宏議員)

ぜひ、生徒が泊まる場所がなくなってしまうようなことのないように考えていただきたいと思います。

そして現在、この質問なんですけど、ホームページや広報などの、先ほど言われたように手段は幾らでも持ち合わせております。

しかし、これは本当の今後の希望なんですけど、財政難はもちろん承知しておりますが、本来なら、この交流に対して、豊根村の温泉券を市民に1枚ずつ配っていただき、足を運んでいただくぐらいの、全員が行くとは限りませんが、それぐらいしてもいいんじゃないかと私は思っております。

また、豊明市のほうにも、もちろん豊根村から来ていただかなければならない。なかなか豊根村へ行くのも、中学生、小学生と限られたところがメインでありますけど、教育長、1つご質問させていただいていいですか。

逆に、豊明市のほうへ豊根村の子どもを呼ぶという、そういうご感覚というのはどうでしょうか。今すぐではないんですけど、将来的にこれも大変友好としてはおもしろいことだと思いますが、よろしくをお願いします。

No.22 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

後藤教育長。

No.23 ○教育長(後藤 学君)

豊明にとって豊根村へ行きますと、山村ということで非常に子どもたちは刺激を受けるといいますか、心が安らぐといえますか、そういう面があるわけですね。

それと同じように、豊根の子どもたちも、豊明市のほうへ来ていただければ、向こうとは全く違った環境でいろいろと感ずるところがあると思いますので、そういったことが可能かどうか、豊根村の教育委員会とも、また一度話をしてみたいというふうに思います。

No.24 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

毛受明宏議員。

No.25 ○1番(毛受明宏議員)

ぜひ、そのお考えを持っていただき、豊根村に限らず、上松町、シェパトン市、まあシェパトン市は近々計画されているということなんですけど、行き来を活性化していただいて、先ほ

ど言った交流とは人と人が交わることだということで、ご承知をしていただき、お努めいただきたいと願っております。

以上で、この質問は終わります。

次に、市内小中学校のネットワークについてですが、これは平成16年に私が中央小学校のPTA会長を務めておりまして、翌年の平成17年に当時の校長とともに、初代のネットワークの座長を務めたのがきっかけで始まりました。

本来なら、現PTA会長が行うべきではないかと思うんですが、やはり子どもと親、なかなか地域の方々までPTAに任せるのも、これは難しい問題ではないかということで、そのときはお受けいたしました。2年間の間、務めさせていただきました。

当時は、各区の区長や民生児童委員の方が、見守り隊もないということで、個人的に交差点に立ち、交通安全に取り組んでくれる方々との意見の交換と感謝の気持ちをお伝えするために行ったのが始まりでありました。

その会も、現在では中央小学校の「おやじの会」が座長として取り計らっておりますが、もちろん親父ですので、お父さん方もなかなか学校との交流は深められない。やっぱり働いていますからね。

しかし、出席者の各区の見守り隊、各区長、各区青少年健全育成推進委員長、老人クラブ、民生児童委員、また、警察署、学校PTAなどの集まりで、活発な意見を交わされる中、かなり男親としても勉強になっております。

このようなネットワーク会議が市内の他校でも開催されるなら、例えば新聞紙上でも取り上げられた豊明中学校の落書き事件や、笹原公園のトイレの破壊事件などの関係で、市政クラブの学校危機管理プロジェクトチームの石橋議員、伊藤議員などが訪問されて、このことの解決策として働きかけましたが、必ずや有意義なネットワークになると思います。

その辺はどうでしょう、教育長。お一つ、お聞きいたしますが、そのような環境はどうでしょうか。

#### No.26 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

後藤教育長。

#### No.27 ○教育長(後藤 学君)

今、豊中の落書き事件のお話などもございましたが、こういう問題を解決するために地域のいろんな方に集まっていたいて、学校と意見交流をし、そして、できることはお互いに協力して行っていくというようなことが、ほかの市町でも行われているというような話も私も聞いております。

豊中のほうには、そういうようなお話をいたしまして、実は近々、豊中のほうから地域の方に声をかけていただいて、そういったネットワーク会議的なものを持つことになっており

ますので、豊中でモデル的にそういったことをまずやっていただいて効果が上がれば、ほかの学校にも広げていくようなことができたらいいなというふうに思っております。

#### No.28 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

毛受明宏議員。

#### No.29 ○1番(毛受明宏議員)

この件も、ぜひお願いいたします。

先ほど申した石橋議員など、本当に頭を痛めている問題でありますので、各区に議員はおりますが、各小中学校でもいろんな問題を抱えていると思います。

このようなネットワーク会議が広まれば、学校だけではなく、地域からの視線で生徒、児童を、また見守ってやれる、育ててあげられるということもありますので、ぜひともよろしくお願い申し上げます。

そして、この第1回目のネットワーク会議を開いたときは、相羽市長も吉池地区の区長として参加をしておられました。座長という私の会の進行の悪さに、一部お叱りを受けたことを覚えております。だけど今では、そのネットワーク会議は、十分立派な中央小学校のネットワーク会議となっております。

そして当時、私もやっぱり会の進行というのがよくわからないということがありまして、そのときのお叱りが今、役に立っております。大変ありがとうございました。

また、本当にこの件は、今から早く進む学校環境の深刻な問題となりますので、総合的にお願いを申し上げて、この質問を終わります。

そして、最後の質問の河川流末のことなのですが、再質問をいたします。

現在、崩壊しているところというのは、私も随分前に確認しておりまして、いろんな観点で調べますと、施工から30年、もちろん水に浸かればコンクリートも風化、劣化をいたします。そんな箇所は、まだまだほかにもたくさんあると思いますので、ぜひとも足を運んでご確認をいただきたいと思います。

そして、東海豪雨時なのですが、私も琵琶ヶ池のほとりに住んでおりまして、恐ろしい水でしたね。びっくりしました。水というのはすごいなと思ったのが、幾ら今道路に見えても、もとの水道(みずみち)に水は流れるということを、しっかり確認させていただきました。

ちょうど稲葉池あたりで私も土のうづくりや災害の復旧に、ちょっとでも手助けするために、やはり行き来をしておりましたが、ちょうど稲葉池の付近で胸の高さまで水があったということを覚えております。標識につかまっていなくて流れていってしまうというぐらいの中央小学校区、豊明の南部ですよね。水に関しては深刻な問題だと思いますので、ぜひとも今後もお努めいただきたいと思います。

そして、先ほどいろんな補強箇所のお話をいただきましたが、今後の豊明の治水に関しての、これに取り組んだほうがいいんじゃないか、こうしたほうがいいんじゃないか、ああしたほうがいいんじゃないかという計画もあると思います。

その辺がどのようになっているのか、再度、ご質問をいたします。

#### No.30 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

#### No.31 ○経済建設部長(三冶金行君)

現在、境川流域は10市2町あるわけですが、この構成の中で境川流域総合治水対策協議会がございます。豊明市はその一員でもありまして、愛知県と関係市町と協力をして対策に当たっていると、こういうことでございます。

市の取り組みといたしましては、平成14年度に策定をいたしました豊明市総合治水対策基本計画がございます。この中に流域浸水対策、こういうものもございまして、現在、浸水のための貯留施設、これは農業用ため池を利用させていただきまして、雨水の調整池としての整備をするものでございますけれども、こちらのほうに力を入れて現在進めているところでございます。

また特定都市河川浸水被害対策法、これは現在、新法と言われておりますけれども、これに県内で新川が現在適用を受けております。これによりまして、非常に進めているということでございますので、境川、猿渡川流域におきましても、平成23年度に、この新法の適用を受けるべくを目指して、現在進めております。

これによりまして、河川の整備計画、それから特定都市の下水道計画、これらをあわせて総合的に整備をするものでございまして、境川の改修計画は早くなるし、また、流域整備がさらに進むことになるというふうに考えておりますので、こちらのほうに力を入れているところでございます。

終わります。

#### No.32 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

毛受明宏議員。

#### No.33 ○1番(毛受明宏議員)

そのような計画を持っていただければ、市民も大変喜ぶのではないかと思います。

この治水というのは市民生活に、ふだんは何でもないことだと思いますが、大変かかわってくる問題だと思います。確実な治水整備に励んでいただきたいをお願いをしておきます。

ところで、ちょっと市民生活部長にご質問をいたしますが、いろいろ計画はなされておりますが、当時の被害の状況、いろんな数字がありますよね。その辺はおわかりでしょうか。

#### No.34 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

平野市民生活部長。

#### No.35 ○市民生活部長(平野 隆君)

平成12年の東海豪雨に関する被害状況というものを取りまとめたものがございます。住宅浸水等の被害を中心にお話をしますと、区分ごとにお話をします。

半壊が3戸、一部破損が1戸、それから床上浸水が241戸、床下浸水が533戸、負傷者が5名、その内訳は重傷2名、軽傷が3名。

なお、浸水等、半壊等の合計は、これは世帯数で言いますと、778世帯になるわけですが、このうち大久伝区、阿野区、大脇区、南部のほうの方を集計しますと、778世帯のうち、約58%に当たる450世帯といった結果が出ております。

終わります。

#### No.36 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

毛受明宏議員。

#### No.37 ○1番(毛受明宏議員)

そのような数字が出ているということで、実は今年の1月だったと思います。岡山県の総社市へとよあけ元気まちづくり対策特別委員会で視察で伺った際に、実は座学の際には、その質問に明確なお答えはいただけなかったのですが、総社市もインター付近にちょうど高速道路と川の真ん中に莫大な開発を民間業者がなされております。

ふだんは穏やかな河川ですが、これは、いざ大雨が降ったときにどうなるんでしょうかという、そのときの質問でしたが、庁舎内では穏便なお答えだったんですが、実は現地に視察に出た際に、「この辺は、ちょっと正直言って見込んでないところですよ」というお話でした。どうなるかわからない。もちろんそうだと思います。

しかし、先ほど言ったように大雨が降り、増水をした際には、かなり影響を受ける河川、

また治水でございます。

南部開発には、この間のアンケートの中でも物流や企業誘致や、例えば住宅地ということがありました。そのためには必ず必要な豊明の河川だと思います。

その点にも十分にご留意をいただき、今後の豊明南部の活性化の一つのヒントとしてお努めいただきたいと思います。

以上で質問は終わりますが、いろいろと早急にできる問題とは思っておりません。現在のことから、過去から継続されてきた宿題もあります。現在と過去の違いは取り組みより仕組みづくり。

行政を挙げて取り組んで、親方日の丸で取り組んできた時代が過去ならば、今からは行政の仕組みで取り組んでもらう時代になってきているのではないかと思っております。

しかし、過去も今に持ち帰って、そして、あわせて未来のことも今から考えなければならぬと私は思っております。

しかしながら、前途多難な時代ではありますが、一步一步確実な前進に努めていただくことをお願い申しつけ加えて、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

#### No.38 ○議長(矢野清實議員)

これにて、1番 毛受明宏議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午前10時46分休憩

午前10時56分再開

#### No.39 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

14番 榊原杏子議員、登壇にてお願いいたします。

#### No.40 ○14番(榊原杏子議員)

議長のお許しをいただき、一般質問をいたします。

1点目は、予算編成過程の透明化・意見募集・わかりやすい公開を求めて質問をいたします。

自治体の予算編成は内部のみで行われ、中身の見えない「ブラックボックス」とも言われてきましたが、近年、この予算編成の過程を積極的に公開しようという動きが活発になっています。

2003年に鳥取県の取り組みとして注目をされてから、全国の自治体で取り組まれ始め、

定着してきました。

愛知県内においては、新城市が3年ほど前から行っているほか、近隣でも検討中のところが、ちらほら出てきています。

具体的には、予算編成の過程で各部局からどのような事業に幾らの予算要求をしたのか、それを各段階ごとにどのように査定をして、額や優先順位がどのように動いたか。最終的に、市長の査定で全体としてどのような予算案になったのかということ、順次公開するものです。

多いところでは、段階ごとに5回に分けて次々と公開をし、その都度、市民から意見募集も行っています。

公表の仕方についても、わかりやすい説明文をつけたり、行政用語は使わない、グラフなども添えて解説する。インターネットだけではなく、冊子にして配布するなど、それぞれに工夫が凝らされ、情報を積極的に公開し、市民に理解してもらおうという姿勢を打ち出したものとなっています。

財政難で市民にサービス削減や負担増を強いたり、新しい事業ができにくくなっている現在ですが、行政側がまずどのような方針で事業を選んで予算化しているのか。毎年、選択と集中、厳しく取捨選択などと言うばかりで、はっきり示されておりません。

何を優先した結果、何を削ったのか、それによって何を得るのか、具体的に明確に示さなくては、財政難を何もしない言いわけにしているのではと疑念を持たれるばかりです。

また、市民のために使われるはずの市の予算、それなのに市民の意見の反映の場もなく、決まってから公表をするだけというのでは、そもそも理解を得られようはずありません。

情報をオープンにして市民と共有し、意見を出し合い、予算づくりにかかわってもらうことで、初めて市民の理解を得られる予算となるのではないのでしょうか。

予算編成過程の透明化・市民からの意見募集・わかりやすい公開が、ぜひとも必要と考えます。どのように取り組んでいくか、お答えいただきたいと思います。

2点目に、LD、ADHD、アスペルガー症候群、自閉症などを含む発達障がい児(者)への支援拡充を求めて質問をいたします。

2005年の4月に発達障害者支援法が施行され、それまで長い間、福祉的支援のはざまに取り残されてきた発達障がい児(者)に対する支援のあり方が見直されることとなってから、5年が経過いたしました。

支援体制など少しずつ整ってきてはいますが、まだまだ不十分で、これから拡充すべき多くの課題を抱えています。

現在、発達障がいと診断される子どもの数は、各地で増加傾向を示しています。

福岡市のデータですが、5歳までの子どもで、ここ10年間では1.5倍に、20年間で見ると10倍にもなっているそうです。これは実際の発生数が増えていることを示すものではなく、診断基準の理解が医師等の専門家に広がり、発達障がいそのものが多くの人に認知をさ



れるようになったためということで、従来見過ごされてきたものが顕在化した部分が大きく、社会の認識が進んだあらわれともいえます。

しかし、このように言葉が浸透し、専門家や当事者の理解が深まって、早期発見される子どもが増える一方で、まだ偏見も根強く、先天的な脳の機能障がいであることが明確にされているにもかかわらず、いまだに大手の新聞などでも育て方の問題や、何らかの後天的な原因によって生ずるかのような言説があり、当事者たちを苦しめています。

また、支援体制も十分に整っていないために、軽度やグレーゾーンの場合など、偏見にさらされ傷つき苦しむ一方で、受けられる支援は少なく、不適切な対応によって、かえって状態が悪化するなど、メリットを感じにくいというような弊害も出てきているといえます。

法律の趣旨にのっとり、市の責務として今後拡充すべき点を整理し、関係部署の連携により体制強化を図っていただくため、5点に分けてお聞きいたします。

なお、この質問は市内の発達障がい児を持つ保護者の方たちからのご意見、ご要望をもとに組み立てたことを申し添えておきます。

まず1つ目に、5歳児健診の導入を求めます。

厚生労働省の示した資料によりますと、5歳児健診を行ってきた鳥取県、栃木県のデータを集めたところ、重度の精神遅滞や自閉症などを除いた、いわゆる軽度発達障がいの出現率が、それぞれ9.3%、8.2%となっており、これらの子どものうち、半数以上は3歳児健診のときには問題なしとされていたことから、5歳児健診の有用性と、3歳児健診を最終とする現在のシステムの限界について指摘されています。

さらに、2002年の文部科学省調査では、通常学級に通う小中学生のうち、知的発達に遅れはないが、学習面や行動面で著しい困難を持つと担任が判断をした割合が6.3%とされており、5歳児健診を行った場合は、これら小中学校で把握される軽度発達障がい児のほとんどを、5歳の段階で発見できるという可能性から見ても、成果が期待されています。

全国の自治体でもこの有用性を認め、5歳児健診を導入するところが増えてきています。当市でも導入していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目に、保育士、教員、特別支援員などの知識向上、意識向上のための方策についてお聞きいたします。

日常的に発達障がい児とかかわるこれらの職種の方々には、専門性を高めて現場で力を発揮していただく必要があります。

逆に、ここで理解不足による不適切な指導等があると、うつや不登校などの二次障がいを招くなど、取り返しのつかない事態にもなりかねません。

保護者の方の要望で一番多いのは、やはりこの点。特に学校の対応についてです。

発達障がい児の苦手なこと、必要とする支援などは、一人ひとり全く違っていて、わかったつもりを生半可な知識、経験が、かえって邪魔になることすらあります。

現場で子どもと接する職種には、基本をしっかり学んだ上で最新の情報に留意し、多様なケースを学びながら実践を積んでいただくことが求められていますし、現場においても

積極的に学習をしたいという意向も聞くところです。

研修等は当然行っていると思いますが、どのようにされていますでしょうか。また、今後どのように拡充されますでしょうか、お答えください。

3つ目に、早期発見のその後についてお聞きいたします。

言うまでもなく、早期発見は早期療育につなげるために、当事者が少しずつ生きやすく、集団に適応しやすくするために進められているわけですが、現在のところ、専門の医療機関や療育機関は飽和状態で、数カ月から、場合によっては数年待ちのところもあつたり、内容が不十分だったりして、保護者としては子どもの発達の遅れを指摘されたものの、適切な指導や学びの機会を与えられず、悶々と日々を過ごす場合もあります。

次に、どうしたらよいのかについて、適切で幅広い情報提供を望む声が多くあります。民間で行うものも含めて情報を集め、周知する体制はどのように整えていかれるのでしょうか。

また、幼少期から義務教育、高等教育などを経て、就労支援、社会生活への適用と生涯を通じて一貫して支援する体制づくりのためには、市の関係部署の連携はもちろんのこと、国、県や各種の支援団体、親の会、医療機関、研究機関、その他の団体とも密接に連携をとっていくことが必要ですが、どのように進めていけますか、お答えください。

4つ目に、大人の発達障がいについてお聞きいたします。

以前は、発達障がいは困った子、親のしつけが悪い、変わった人、わがまま、空気が読めないなどとされながらも、障がいと指摘されることは少なかったため、生きづらさを感じながらも、何とか折り合いながら社会に適応している人の中に、発達障がいに該当する人が相当数いると推測されています。

困難さをみずからのせいと思い、自分を責めながら暮らすうちに、うつ病など、二次的に精神疾患を患ってしまうことも多くあります。

何かのきっかけで障がいのせいだと気がつくことで、みずからの特性や、ほかの人との違いを知り、得意分野でカバーするなど社会適応を高めることが可能になり、救われたという人がたくさんいます。

しかしながら、大人の発達障がいは子ども以上に専門医や相談機関も少なく、気づきの機会はなかなか得られないものです。

大人の発達障がいへの対応はどのようにしていきますか、お尋ねをいたします。

5つ目、最後に社会への啓発についてお聞きいたします。

当事者本人に必要な支援を届けることとともに必要なことは、社会全体を発達障がい児、発達障がい者にとって生きやすい社会に変えていく試みです。

見え方、感じ方、学び方が独特だったりして、周囲から誤解を受けやすい発達障がい者ですが、先ほどから述べてきたように、診断をされている、されていないにかかわらず、社会の中に一定数のこうした傾向の子どもや大人が存在していることは間違いありません。

これらの傾向や悪気のないことを知り、ちょっとした声かけのコツなどを知ることによつ

て、ともに暮らす周囲の人たちも楽になる場合が多々あります。

つまり、発達障がい児(者)への社会の理解を高めることは、当事者や保護者にとってだけでなく、多くの人にメリットのあることなのです。

広報的な啓発はもとより、包括的な教育を行っていくことや、専門家、専門機関の育成、支援体制に多くの立場の人を巻き込んでいくことも、社会の理解を高める方策となり得ます。社会への啓発の方法についてもお答えください。

以上で壇上での質問を終わります。

#### No.41 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

#### No.42 ○行政経営部長(宮田恒治君)

それでは、最初の質問の予算編成過程の公開を求めるという質問に回答をしていきます。

財政に係る情報につきましては、現在、広報とよあけ、それからホームページ、それから情報BOXとよあけ等で、情報の提供をしております。

市民の皆様にも市の財政状況を正確に理解していただくよう、わかりやすい内容での公表を心がけています。

ホームページにおける予算の公表につきましては、現在、公表している内容につきましては、大まかには予算の概要、それから決算の概要、それから健全化判断比率、財政数値、この中には基金残高ですとか市税ですとか、財政力指数等の数値を掲載しています。

そのほか、昨年からでありますけれども、難しい行政用語、財政用語についても説明を加えたところでもあります。

それから、予算の概要書というものも発行しておりますので、この予算の概要書の中でも市長の施政方針ですとか、一般会計の歳入歳出予算、市税の集計表、それから各課の重点施策等を掲載もしております。

さらに、決算の概要の中でも同様に、一般会計の決算の収支、それから財政状況の推移、市債状況の推移、それからバランスシートなども、全部この中で掲載して公表をしています。

今後も市の財政状況を市民の皆様にも正確に理解していただくよう、わかりやすい公表に努めていきたいと考えております。

予算編成過程の公表につきましては、予算を議会へ上程する前に予算内容を、部分的ではありますが、公表することになっていきますので、この点については慎重な取り扱いが必要と考えております。

以上で終わります。

No.43 ○議長(矢野清實議員)

神谷健康福祉部長。

No.44 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

それでは、健康福祉部より発達障がい児(者)への支援拡充について、順次お答えをいたします。

まず、1点目の5歳児健診の導入についてであります。発達障がい児が増加傾向にあり、他県では5歳児健診を実施している市町があることは認識をいたしております。

当市といたしましては、保育園などでその疑いがあると判断されるなどした子に対しては、児童福祉課、社会福祉課とも情報交換をしながら支援をし、情報提供を行っております。

保健センターでは現在、3カ月児健診、1歳6カ月児健診、3歳児健診のほか、市独自の事業といたしまして、2歳3カ月児健診を行っております。この2歳3カ月児健診、3歳児健診におきまして、早期発見に努めているところでございます。

続きまして、2点目の保育士、教員、特別支援員などの知識向上のための体制づくりにつきまして、健康福祉部の関係につきましてお答えをいたします。

現在、どんぐり学園では療育支援を目的に肢体不自由児、発達障がい児を受け入れています。

また、保育園では障がい児グレーゾーンを含めると、各園の入園児の6%ほどのお子さんがおみえでございます。

自閉傾向のお子さんは、障がい児3人に対し1人の保育士で受け入れ、5歳児で重度のお子さんは1対1の場合もございます。

対応する保育士は、担任のほか正職、臨時職員、合わせまして20名ほどの加配職員で対応いたしております。

そこで、障がいのある方の理解と支援を目的に職員研修を実施しておりますが、研修内容といたしましては、障害児担当保育士研修を始め、愛知県心身障害者コロニーやあいち発達障害者支援センター、また、愛知県総合教育センター等が主催します各種研修に、臨時職員も含めました全職員を対象に参加をさせております。

今後も職員の資質向上のため、有益な研修には積極的に参加をさせてまいりたいと考えております。

続きまして、ご質問の3点目の早期発見のその後についてお答えをいたします。

保健センターでは現在、言葉の遅れ、落ち着かない、こだわりが強い、運動能力的に課題があるなどの子に対してのフォロー事業といたしまして、保健師が戸別訪問によるケアをし、その中で医療機関、どんぐり学園、家族会などの情報提供を行っております。

また、親子で参加できる遊びを通しました発達を促すきっかけづくりの場を提供するため、保健センターの保健師、どんぐり学園主任保育士、保育士、臨床心理士、家庭相談員をスタッフとしたなかよし教室を行っており、また、児童福祉課事業といたしまして、県の児童相談所職員によります巡回相談を実施いたしております。

発達障がい児(者)の支援につきましては、幼少期は今申しあげました保健センターのなかよし教室や、どんぐり学園のたんぽぽ教室、さらに、どんぐり学園での支援へとつながってまいります。

また、保育園から小中学校にかけての支援は、児童福祉課の家庭相談員や小中学校の特別支援教室の先生及び特別支援学校の先生が担うこととなります。

卒業後の生活支援につきましては、社会福祉課の障害福祉サービスの中で、移動支援事業や日中一時支援事業を利用させていただくこととなります。

このように発達障がい児(者)の支援は、成長につれてかわる専門機関が変わってまいります。生涯を通じて一貫して支援するためには、各担当部署が連携をして情報交換等を行っていく必要がございます。

現在、本市では障害者地域自立支援協議会を設置いたしまして、障がいのある方が適切な障害福祉サービスが受けられるよう、協議をする場を設けております。

この自立支援協議会の中に療育支援部会を立ち上げまして、関係機関が連携して発達障がい児(者)を支援してまいりたいと考えております。

続きまして、成年期の発達障がいへの支援でございますが、愛知県の発達障害者支援センターの方の話によりますと、支援センターへの相談は、当事者がみずから何か働きにくいとか暮らしにくいといった、そういった相談が最も多いとのこととあります。

現在、豊明福祉会に愛知県の発達障害者支援指導者の認定を受けた職員が2名おりますので、そちらとも連携をとりながら発達障がい者の方の支援に努めてまいりたいと考えております。

最後のご質問の社会への啓発についてお答えをいたします。

平成21年3月に市が中心となりまして、地域ケアを考える会や豊明福祉会と共催をいたしまして、発達障がいに関するシンポジウムを開催いたしました。

このとき、文化会館小ホールがほぼ満杯となりまして、発達障がいへの関心の高さがうかがえたところでございます。

さらに、このときの講師の話で、県内の他の自治体で発達障がいのキャラバン隊が啓発に係る活動をしているということがわかりましたので、そのシンポジウムの参加者から「豊明ふくふく隊」という発達障がいの啓発にかかわる会ができてまいりました。

この会は、市社会福祉協議会が毎年開催をいたします福祉実践教室を中心に啓発に係る活動をしております。

今年度は4校、豊明小学校、中央小学校、沓掛中学校、栄中学校で実施をいたします。

今後も、こうしたシンポジウムのほか、支援者に対する研修の実施等により広報活動を

進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

#### No.45 ○議長(矢野清實議員)

竹原教育部長。

#### No.46 ○教育部長(竹原寿美雄君)

2点目の発達障がい児への支援拡充についての中から、教育部のほうからは教員、特別支援員などの知識・意識向上のための研修体制づくりについてご答弁を申し上げます。

現在は教員への研修は各学校が行う研修、それから市の教育委員会が行う研修、それから県の教育委員会が行う研修がそれぞれあります。

それぞれ個々にご説明しますと、まず各学校におきましては、特別支援教育に関する校内委員会を設置しまして、特別な教育的支援が必要な児童生徒への支援の方策等について、全教職員の共通理解を図るとともに、専門家を講師に招くなど、そのための校内研修を実施しております。

また、児童生徒への支援に当たって教職員や外部の関係機関との連絡調整をとったり、保護者の相談窓口となったりして、児童生徒の支援をコーディネートする特別支援教育コーディネーターを職員の中から指名し、校内研修会の企画運営を行っております。

次に、市の教育委員会のほうでは、年2回の特別支援担当者研修会を開催し、大学から講師をお招きして特別支援教育の進め方や子どもたちへの支援、保護者との連携について研修の機会を設けております。

また、年1回の特別支援コーディネーター研修会を開催し、大学から講師をお招きして、特別支援教育のあり方、それから社会的スキル訓練について研修の機会を設けております。

それから、県が主催する研修としましては、特別支援学校による巡回相談活動や発達障害児指導事例研究会があり、そこに教員を参加させております。

今年度は、巡回相談活動を6回、事例研究会2回を実施し、特別支援学校の先生より指導助言を受けます。

さらに、発達障害児研修が年1回開催され、市内で毎年9校の教員が参加しております。

特別支援コーディネーター研修が年1回から2回に変更になるなど、研修の機会は充実をしてきております。

今後の研修体制についてでありますけれども、現在の研修を継続するとともに、各種研修等への参加の機会を保障しまして、より実践的な活動ができる人材育成に努めることが重要であると考えておりますので、今後、より研修体制を充実させていきたいというふうに考えております。

以上、終わります。

**No.47 ○議長(矢野清實議員)**

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

**No.48 ○14番(榊原杏子議員)**

発達障がいの方から再質問をしたいと思います。

1番目にお聞きいたしました5歳児健診の導入についてなんですが、5歳児健診を導入してはどうかというふうにはお聞きしております。今やっている健診についてお答えをいただいたかと思いますが、5歳児健診についてはどのようにお考えでしょうか。

**No.49 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

**No.50 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)**

発達障がい児の方の早期発見には、集団での行動の観察が非常に重要とされておりますので、現在のところ、保育園などでの集団活動の中での観察に努めているところでございますが、5歳児健診への取り組みにつきましては、発達障がい児の診断医師であります専門医の確保などが非常に困難なため、現時点では実施は難しいかなと考えております。

終わります。

**No.51 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

**No.52 ○14番(榊原杏子議員)**

専門医の確保が困難だからということですが、発達の専門医というのは、もう本当に今不足をしまして、専門医が確保されるまで待っていると、多分十何年とかかかるんじゃないかというふうには思いますけれども、今行っている1歳半、3歳の健診にも専門医が来ているわけではありません。もちろん、そのほかの体の状態なども見ているわけです。

けれども、普通の小児科の先生が来ていらっしゃる。やりようはいろいろあります。

答弁でも言われた2歳3カ月を市独自でやっているものについては、健診というふうに言われましたけれども、市では2歳3カ月相談というふうに出ていると思います。

歯医者先生はみえますけれども、内科、小児科のお医者さんはたしか来てみえないのではないかなど。保健師さんが相談に応じるという内容だったと思います。

健診か相談かというような言いわけをするようでありましてけれども、全国の自治体でも健診、もちろん医師がいるにこしたことはないわけですがけれども、医師なしで5歳の時点で保健師さんによる相談事業を行って、そこで集めると。聞き取りなどから、診断はできませんけれども、再度の相談ですとか、あるいは遅れを指摘するのは、3歳までにやっていることですよね。

それと同じように医療機関での信頼につなげていくという方法もあると思いますけれども、専門医が確保できないということでもなしに、そういった方法はお考えになりますでしょうか。

#### No.53 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

#### No.54 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

現在の2歳3カ月、それから3歳児健診におきましては、聞いたところによりますと、通常の内科のお医者さんが項目をチェックするといった内容だということでございますので、そういったことでやれるのかどうか、ちょっと5歳児健診の専門医が要るのかどうか、研究をさせていただきたいと思います。

以上です。

#### No.55 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榑原杏子議員。

#### No.56 ○14番(榑原杏子議員)

まず、やれるかどうかというのを、専門医の確保ということから考えるのではなく、答弁に当たって、その方法から考えてほしかったなと思いますけれども、研究をされるということですので、小児科の先生でやっていただく、あるいはどのみち、詳細な問診とかは無理ですので、保健師さんによる相談でも、とりあえず始めるということが大事だと思います。



1つ、教育という小学校の視点からの意義をお聞きしたいと思います。

国のほうでも言われていますし、一般的に実施している自治体でも言われていますけれども、就学時の健診でいきなり指摘を受ける。3歳の時点では問題がないとされていて、5歳の健診がないわけですから、就学時の健診でいきなり指摘を受ける、あるいはその学校に通学している中で、先生から指摘をされるというようなことよりも、5歳児健診を行うと、何かとスムーズであると。見つけられる可能性もすごく高いということは、壇上でも申し上げました。

早くから就学準備に入れるということもあります。この観点から、小学校として教育の立場からは5歳児健診の有用性、意義というものをどのようにお考えになりますでしょうか。

**No.57 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

竹原教育部長。

**No.58 ○教育部長(竹原寿美雄君)**

教育委員会からの立場で申し上げますと、5歳児健診のほうが3歳児健診よりも有効だというふうに感じております。

以上、終わります。

**No.59 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

**No.60 ○14番(榊原杏子議員)**

ということですので、5歳児の相談にしろ、健診にしろ、研究ということですので、早急に研究をしていただいて、やれるようにもっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

その次に、保育士や教員、先生方、あるいは特別支援員で来ていらっしゃる市が配置をしている人たちなどの、現場職の人たちの研修等についてお聞きをいたしました。

壇上でも申しましたとおり、やっぱり一番多い要望は、ここの現場でかかわる人たちの質ということになってきます。

どうしても先生ごとの差であったり、保育士さんもそうですけれども、個人あるいは学校ごとに差が出てくることがあるようです。

そもそも、昔からこういう傾向のお子さんというのはいらっしゃるわけですから、保育士さ

人も教員も見ているわけですね。ある程度、素養はあるわけなんですけれども、逆に思い込みもあつたりすると。

そういうこともあるので、基本を抑えていただく基本的な研修は十分にされているという答弁でしたけれども、さらに学習をしていっていただきたいという当事者の要望があります。

それで、全員の方に基本的な研修をしていただくことももちろんですけれども、それとまた、それに加えてスペシャリストといいますか、特に若い人を専門的な人材に育てていってほしいというような要望もあります。

あるいは、特に保育士さんの加配、20人ほどの加配で対応しているということでしたけれども、加配につく方は、今の当初の現状だとほとんどが臨時職員であると思います。

「官製ワーキングプア」というふうにも表現したことがありますけれども、研修をされるのはもちろん結構なんですけれども、短期の契約、不安定雇用という状態にある方たちです。スキルを積んでいただいても、いつまでも長く勤めていただけるという保障もないわけです。

この経験を積んだ人という、せつかく現場で当たっていただくわけですから、そういう方たちに長く勤めていただくというためにも、本来は正職員がやるべきだとは思いますが、現状から考えまして、当座としては発達に限らず、その障がいの加配に当たる方、たくさん研修を受けていただいた方には、ある程度優遇をすとか、そういう方を選んで特別に養成すとか、そういうことは考えられませんかでしょうか、お願いします。

#### No.61 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

#### No.62 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

臨時職員の方も正職も同じように、その任に当たっている間は、それにつきまして勉強していただきたいと考えておりますので、待遇面につきましては現在考えておりません。

終わります。

#### No.63 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

#### No.64 ○14番(榊原杏子議員)

ちょっと学校のほうもお答えをいただきたいと思います。

基本的な研修とともに、専門的な人を選んで、特に若い人という要望がありますが、これにこたえられますかということで質問します。

それから、もう一つ聞くのを忘れてくれましたけれども特別支援員さん、これも臨時職員の方です。特に、若い方なんかも多くいらっしゃいます。一番身近に接する人ですから、一番トラブルといっちはいけませんけれども、適切な対応が求められる方たちであります。

やっぱり、臨時で来られる方なわけですから、具体的には4月に初めて子どもと接するときに、職に当たる前にそういう学習の機会ですとか、あるいは子どものことは親が一番知っていますので、保護者との綿密な打ち合わせですとか、そういうのがきちんとできる体制がとれていますでしょうか、よろしくお願いします。

#### No.65 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

#### No.66 ○教育部長(竹原寿美雄君)

特別支援員につきましては、おっしゃられるとおり、臨時職員で今対応させていただいております。

特別支援員の方につきましては、1人で仕事に当たっていただくということは、基本的にありません。先生と常にペアで仕事に当たっていただいておりますので、研修の面からいいますと、職場内研修、OJTが中心で、常に毎日が研修というような状況であります。

しかしながら最近、特別支援員の方も増員をさせていただいて、人数も増えてきております。そうした中で、OJTだけではということで、この秋、11月に特別支援の学級担任の方がお受けになれる研修会に特別支援の方も加わって、OffJTで研修を受けていただくという計画をしております。

この研修につきましては、大学の先生に来ていただいて、特別支援教育の進め方だとか子どもたちへの支援、それから保護者との連携という内容で講話をいただいて、特別支援員の方と問題の共有と共通認識を持っていただけるようにということで、新たな研修内容も考えております。

以上です。

#### No.67 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.68 ○14番(榊原杏子議員)

研修も新たに始まるということですので、支援員に関してはまたその方法でお願いします。

先生とペアであるのかということですので、じゃその先生は保護者と十分に話し合える時間がとれているのかということをお聞きしたいと思います。

その辺で個人個人のスキルと同時に、やっぱり保護者に対する信頼関係の構築が上手かどうかということも、随分とかかわってくるように思います。

1つ、市内の小学校でお話をいただいたのが、ある小学校で、親がこの障がいについて子どもに説明をする機会があると思って、これを用意していたんですけども、学校側がとめたということがあったそうです。

ちょっと詳しくは知らないんですけども、その一方で、別の市内の小学校では、これはぜひ必要だからということで、親が子どもの障がいについてみんなに説明をするということはされたというふうに聞いております。

こういった違いはどのようにして出てくるのか。こういった学校ごと、あるいはその先生ごとの違いについて、教育委員会としてはどのように指導をしていくおつもりか、お聞かせください。

No.69 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.70 ○教育部長(竹原寿美雄君)

ただいま、お聞きした内容が事実であるというふうにすれば、対応の違いがあるということですので、是正をする必要があると思います。

今後、どうしてその違いが出てくるのかというようなご質問もありました。これは各学校に学校経営をお任せしておりますので、それぞれの学校の違いというのはあり得るということですので、同じような体制で臨んでいただく必要がありますので、校長会を通じまして、その取り扱い、対応方法について共通な方法で対応がしていただけるよう、お話をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

No.71 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

**No.72 ○14番(榊原杏子議員)**

では、そのようにお願いいたします。

保育園のほうの臨時職員さんを選んで優遇するということは、今考えていらっしゃるということでしたけれども、これも必要なことであると思いますので、要望をしておきます。

3番目の早期発見のその後ということで、保健師さんが訪問して、情報提供をしていただく、その次の段階に進んでいただくために、いろいろやっけていらっしゃるのわかりますけれども、今はまだその支援体制自体が少ないですので、ある程度仕方のないことかとは思いますが、やっぱり情報が少ないというご要望があるわけです。

もう少しこの情報を、市でやっていることだけではなくて、どこにどういう機関があって、民間にはどのようなものがあるかということをおのおのが調べられるわけですね。それを市が情報を持っていて提供できれば、随分助けになるのではないかと思いますけれども、情報の提供については今後そういう体制がとれますでしょうか。どこかで調べていただいて、その情報を持っていていただく、その提供用の情報をつくっていただくことができますでしょうか。

それから、市の中の連携のことをお答えになったと思います。答弁にあったように、たくさんの方の機関が年齢ごとにかかわってくるわけですが、法律の中でも言われていますように生涯を通じた支援、一貫した支援ということが求められています。もちろん、その市の中できちんと連携しなさいということも言われています。

自立支援協議会の中に部会を設けていきたいという、やや前向きな答弁だったと思いますが、どの程度のスケジュールでやっていけますでしょうか。

それから、その部会というところでは何ができるようになるのでしょうか、お願いいたします。

**No.73 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

**No.74 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)**

まず、障害者地域自立支援協議会の中の部会の件でございますが、この協議会自体が昨年度からスタートしておりまして、その中でとりあえず今年の3月に就労支援部会というものを設けました。

そのメンバーとしては、ハローワークの方とか商工会の方がメンバーになりまして、障がい者の方の就職面接会などを開催するといった就労支援部会がこの3月にできまして、2つ目の部会といたしまして、今準備をしておりますのは、先ほど申しました療育支援部会

でございます。

この療育支援部会は、障がいを持ったお子様が産まれたときから大人になるまで一貫して支援をする、専門的な支援をしていくといった部会でございます。

それで、進捗状況でございますが、昨年、21年度に準備会を行いまして、各関係者ですね、学校とか、あそこら中にいろいろヒアリング等を行いまして、今年度、22年度に部会設置に向けて準備をしているところでございます。

それから、たくさんの情報を集約して情報提供ということでございますが、もちろん今申し上げました障害者地域自立支援協議会のほうでも、そういったことは行ってまいる予定でございますが、もうご存じのとおり、8月1日に障がい者相談支援センターという、各障がいを問わない総合的な相談支援センターがオープンいたします。

そこでは、先ほど申し上げました発達障害者支援指導者もメンバーに入っておりますので、そのセンターが中心になりまして、いろんな情報収集をしまして、情報提供を図ってまいりたいと考えております。

終わります。

#### No.75 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

#### No.76 ○14番(榊原杏子議員)

療育支援部会を準備中と、今年度ということですが、ちょっと体制について教えてください。

それから、夏にできる相談支援センターについては、そこで発達障がいの相談も受けられるということでしたので、今現状では、特に小さいお子さんの相談は保健センター等で行っていると思いますけれども、それよりもより詳しいと言ったらいけないんですけども、よりレベルの高い相談体制がとれるということなのではないでしょうか。よろしく願います。

#### No.77 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

#### No.78 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

現在、既に市の相談体制といたしましては、乳幼児期の相談、学齢期の相談、成人期の相談と、各種体系的に相談をするシステムができてございますが、今度の障がい者相談支援センターにつきましては、先ほど申し上げました発達障害者支援指導者の県の認定

を受けた職員が配置されますので、より一層専門的な内容についてご相談いただけるかと考えております。

終わります。

#### No.79 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

#### No.80 ○14番(榊原杏子議員)

それでは、期待をいたしておきます。

情報について少し申し上げますけれども、特に発達障がいの分野については、原因等が詳しくはわかっていないということもありまして、やや悪徳と見られる商法や、親を食い物にするような、そういったものも見られるようであります。

そういったものに、親御さんたちが子どものことを思う余りに、どんどんと引っかかってしまわないように、そうした情報の提供にも努めていただきたいと思います。

4番目にお聞きをしました大人の発達障がいについてですが、みずから相談に来られるということでもあります。気づきのきっかけというのは、その場合、どこか行政ではないところで、何か私は発達障がいなんじゃないかというような疑いを持ってこられるわけです。

それももちろんいいんですけれども、まずはその相談、市ではどのように相談に乗れる体制になっているか。大人のほうも先ほどの相談支援センターで対応ができるのかどうか、まずお伺いします。

それから、気づきのきっかけを行政として発信をしていく、社会への啓発というのとも重なりますけれども、そういったこともできないでしょうか、お伺いいたします。

#### No.81 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

#### No.82 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

先ほど申し上げました8月1日オープンの障がい者相談支援センターは、もちろん乳児期から大人、それから就労支援、その後まで生涯一貫して相談支援をしていく体制のセンターでございます。

それから、気づきの啓発ということでございますが、先ほど市内の豊明ふくふく隊という任意の市民の方の団体が、発達障がいの啓発にいろいろかかわっていただけたというこ

とで、各学校での福祉実践教室等で啓発を行っていただくということなのですが、最終的には市民の方の全員に「発達障がいって何んだろう」というようなことで、わかっていることが一番大切でございますので、この豊明ふくふく隊につきましては、お話をお伺いしますと、学校での福祉実践教室の次は各地域に出向いて老人クラブとか子ども会で、この発達障がいについての啓発活動を行っていきたいということをお聞きいたしておりますので、市内全域にこういったことの啓発が図られることを期待いたしております。

終わります。

#### No.83 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

#### No.84 ○14番(榊原杏子議員)

社会の啓発のほうにも入っていますので、一緒にお伺いをしますけれども、気づきの支援ということで、大人の発達障がいの場合は、社会に適応しているわけですから、かなり気づきは難しい。

特に、能力の偏りが激しい場合なんかで、専門的な難しい仕事をすごくこなせる、頭がいいというふうに周りから言われていたりする人が、単純なことができなかつたりするという人が、非常に苦しい思いをするというようなことがよくあるようですけれども、そういう場合に、わざとやっているんじゃないかとか、周りの人が高いレベルにあると思うからこそ、気を抜いているというような言い方をしたりとかということで、対人トラブルや精神的に病んでしまったりということがよくあるようです。

社会への啓発とともに、あなたの生きづらさというのは、困難さというのは、原因がわかるかもしれませんが、相談をしてくださいねというような呼びかけもしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

社会への啓発としてはシンポジウムを行ったと、あるいは豊明ふくふく隊でどんどん広げていっていただくということは、大変結構だと思います。

それから、答弁の中で支援者への研修ということもお聞きしたように思います。支援者は市の団体ではない団体の豊明ふくふく隊なり何なりの方への研修という意味だと思いますけれども、そこをもう少し詳しくどのようなことを予定してみえるのか、お知らせください。

それから、壇上で申し上げましたけれども、包括的な教育、インクルージョン教育というふうに言うようですけれども、なるべく一緒に、ともに教育を行っていくということで、もちろん個人の状態にもよりますけれども、そういうことでまた、周りの子どもたちも理解をします。理解をした子どもは理解のある大人に育つというようなことも、社会への啓発の一つであると思っております。



ノーマライゼーションといいますか、こういう包括的な教育のほうが望ましいのではないかというような、今方向に来ているのではないかと思いますけれども、市の教育の方針としては分けるのか一緒にするのか、どちらと考えていらっしゃるのでしょうか、お願いします。

**No.85 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

**No.86 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)**

ご質問いただきました支援者への研修等でございますが、これは昨年度、平成 21 年度の実績なんです、支援者、いわゆる市内でいえば知的障がいの施設でございますメイツ、フレンズを運営しております豊明福祉会を中心といたしまして、県の発達障害者支援センターから講師を招きまして、豊明福祉会の職員、それからどんぐり学園の職員、それから社会福祉協議会の職員、あと福祉の関係職員等を対象に、包括的な研修を行ったものでございます。

以上です。

**No.87 ○議長(矢野清實議員)**

後藤教育長。

**No.88 ○教育長(後藤 学君)**

学校の特別支援教育について、一体で行っていく方向かどうかというようなご質問がありましたけれども、特別支援教育はたしか始まって今年で3年目だと思いますけれども、そもそも学校でこういった特別支援教育が始まったのは、先ほどおっしゃられたようにノーマライゼーションといいますか、障がいのある子どもたちが普通の子どもたちと一緒にできるだけ学習、あるいは活動ができるようにというのが、そもそもの趣旨でありますので、この特別支援教育の趣旨に従って、基本的には一体で教育を行う。

難しい場合でも、できるだけ交流の場を増やしていくという方向で、学校では特別支援教育を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

**No.89 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榑原杏子議員。

No.90 ○14番(榑原杏子議員)

教育のほうの答弁は結構だと思います。

壇上でも申し上げましたとおり、大変高い割合で今出てきていますので、分けるということに、実質的にも分けようとしても限界が来るだろうということも予想されておりますので、一体でということ、本人の状態や保護者の希望によってなるべく追求をしていただきたいと思ひます。

それから、支援者への研修というのは職員ということでしたので、ちょっと私が考えていたのと違ひますけれども、ボランティア等で支援に当たられる、あるいは民間の団体ですとか、専門家を育成していくという、まあ専門家とまでは言えませんが、よく知った人をたくさん増やしていくという意味で、ボランティアの方等への研修については、何かお考えがありますでしょうか。

それから国の啓発期間で、4月の頭一週間、啓発週間というのが設定されているそうですけれども、この期間に毎年何かしていくとか、そういうことは考えられませんかでしょうか。

それから、シンポジウムについても今後やっていくということでしたけれども、どの程度の頻度でやっていかれるのでしょうか、お願いいたします。

No.91 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願ひます。

神谷健康福祉部長。

No.92 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

発達障がい児(者)に対する理解ですね、そういったことを高めてもらうための支援等の研修につきましては、支援者を含めまして、できるだけ一般市民の方にもそういった機会があるような形で研修を行っていきたくて考えております。

あとシンポジウムにつきましては、なるべく多くの回数を開催したいと思ひますが、今のところ決まっておひません。

以上です。

No.93 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願ひます。

榑原杏子議員。

No.94 ○14番(榊原杏子議員)

それでは、シンポジウムについても定期的に開催できるように頑張っていたきたいと思います。

予算の編成過程の公開についてお聞きします。

財政の情報をどのように公開しているかということを説明していただきましたけれども、私が求めているのは、予算を編成する過程、その査定の段階ごとでの公表ということであります。

議会上程前に公表することになるから、慎重にしたいというようなことだったと思いませんけれども、議会とその市民に公開することの関係といたしますか、議会が嫌がるということでしょうか。

議会にも示されるような予算になってから、まあ予算の説明会はしていただいていますけれども、案ができてからの説明になります。予算の編成過程での説明ということは、議会に対してもしておりません。議会上程前に公表するから慎重にというのは、ちょっと真意を図りかねるんですが、もう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

No.95 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.96 ○行政経営部長(宮田恒治君)

まず、1点目の予算過程の公表の関係になりますけれども、今の豊明市の厳しい財政状況の中では、各課の予算要求をすべて満たすということは、なかなか難しいことでもあります。

しかし、そういった財源が不足したまま、じゃ市民サービスをカットできるかという、そんなことも当然できないことでもあります。

そこで市は、どうしているかという、市は行革を始め、それから職員の削減、それから行政評価などをして、まずは財源の確保も、こうした中でしております。

さらに実施計画ですとか、予算の本要求の前には新規臨時事業の査定もします。経常経費の査定もしていきます。そして、こうした経過を経て、初めて本予算の要求として上がってきます。

予算編成の過程、ほかの市町が公表しています公表資料は、多分こうした予算過程の一部の過程を公表しているだけだと思います。

豊明市の場合は、すべての計画から立ち上がって予算要求としていきますので、こうしたすべての予算要求の過程は、毎年度当初に市長が施政方針の中で申し上げたとおり、予算編成過程を説明しております。

それから、議会上程前といたしますのは、議会に上げる前は、まだ未確定情報でありま

すので、決して決まった情報ではありませんので、…。

**No.97 ○議長(矢野清實議員)**

発言中ですが、時間がわずかでありますので、簡潔にお願いします。

**No.98 ○行政経営部長(宮田恒治君)**

議会の決定を経た後に、いつも公開の対象としています。

以上で終わります。

**No.99 ○議長(矢野清實議員)**

榊原議員にお願いを申し上げます。

残り時間わずかですので、簡潔にお願いします。

榊原杏子議員。

**No.100 ○14番(榊原杏子議員)**

他市も一部だけの公開だということですが、一部でもいいので、未確定の段階で公開してくださいということを言っているのに、未確定だから公開しないというふうに言われるのは、議論がかみ合いません。

先進的にやり出したところでは、市長や知事などから、こういう公開というのはトップダウン的に踏み切っております。2年前に代表質問で山盛議員からも同様の質問をされましたけれども、市長から明確なお答えはありませんでした。

市長は、そのときは1年目でありましたので、いろいろな経験を経て、アイデア五輪で皆さんの意見に背中を押されたりとか、そういう経験も踏まえて、市民の意見を策定段階で予算に入れていく、市民に参加してもらうということの必要性を感じていませんかということですを市長にお聞きします。

**No.101 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

時間がありませんので、簡潔にお願いします。

相羽市長。

**No.102 ○市長(相羽英勝君)**

私は予算の編成ということよりも、むしろ市の行政で実際行っている情報の公開を、まず先にきちっと徹底してやることのほうが大事だと。ですから、予算の公開というのは、現在のところでもいいんじゃないかというふうに思っています。

No.103 ○議長(矢野清實議員)

これにて、14番 榊原杏子議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで昼食のため休憩といたします。

午前11時57分休憩

午後1時再開

No.104 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

15番 山盛左千江議員、登壇にてお願いいたします。

No.105 ○15番(山盛左千江議員)

それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

質問の1項目目、財源確保のために入札制度の見直しを急ぐよう求め、質問いたします。

入札制度の見直しについては一般質問に限らず、決算や契約締結の議案が上程されるたびに取り上げてまいりましたが、改善の歩みは遅く、可能なはずのコスト削減がなおざりになっていると感じております。

1つ前進といえば、本年度実施された役務の提供に対する長期継続契約で、その入札の結果を調べたところ、契約の合計額は約5,500万円で予算の32.6%と高い競争性が働き、1億3,000万円を超える大きな縮減となりました。

特に、公共施設の警備業務委託については、落札率が15.5%から83.3%と大きな開きがあるものの、大多数の施設は30%以下で落札されていました。

公用車の運行管理業務と文化会館の舞台関係管理業務は、警備に比べれば高い落札率ではありましたが、平成20年度の決算額と比較すると、公用車は20%、文化会館は13%の縮減となりました。随意契約を入札に変えたことによる成果と評価しております。

そこで、4点質問いたします。

1点目、長期継続契約のこの結果をどう見えていますか。感想を含めお聞かせください。

2点目、長期継続契約は次年度、どういった事業を対象に拡大していく考えでしょうか、具体的にお答えください。

3点目、平成20年9月議会において、入札とすべき事業でありながら、随意契約している事業が7割を超えていることを指摘し、改善を求めた質問で、随意契約の理由を決算で公表しているので減ると期待したいといった旨の回答がありました。

本年度の契約でどの程度減りましたか。随意契約の削減目標と目標を達成するための

方法についてもお答えください。

4点目、その他の入札の見直しについては、どのような取り組みを考えておられるのか、ご説明を求めます。

質問の2項目目、介護予防事業の拡充を求めて質問をいたします。

豊明市の5月現在の高齢化率は19.9%で、2年前につくられた介護保険事業計画では、平成23年に19.8%と推定されていましたが、高齢化が予想以上に進行していることとなります。

計画上、平成24年に5人に1人が高齢者となる見込みでしたから、その時期はもっと早く訪れると考えるべきでしょう。

平成20年度の10月ではありますが、県が公表した近隣自治体の高齢化率を見ると、本市は瀬戸市に次いで2番目に高い状況にあります。

みよし市や長久手町は子どもや若い世帯が多く、高齢化率は12から13%台、日進市や大府市、東郷町においても16%台で、本市の高さが際立っています。

少し前になりますが、新聞に『高齢者忍び寄り認知症「疑い」「予備軍」半数超と推計』、こんなタイトルの記事がありました。厚労省が大府市で抽出調査をした結果を報じたものです。

これまで認知症の疑いのある人の割合は、65歳以上の市民の7から10%におさまると推測されていましたが、12.7%に認知症の疑いがあり、認知症予備軍とされる軽度認知機能障がい、何と46.6%という驚きの調査結果が出たというものでした。

本市にその数字を当てはめてみると、平成24年には認知症の疑いのある人は1,740人、予備軍は6,000人を超えることとなります。認知症予防の重要性が増したといえます。

ところが現在、本市は認知症単独の予防事業は実施しておらず、その他の事業で代用するにしても、余りにも不十分です。

認知症の予防に限らず、要介護の予備軍である特定高齢者への施策も少なく、このままでは将来、要介護者の増大は避けられそうにありません。

予防事業の充実を求めて、2点お聞きいたします。

1点目、現在、特定高齢者を対象としての事業は、運動機能の向上として筋トレ教室、口腔ケアで歯つらつ教室、その他としていきいきサービスがあります。栄養改善や認知症、うつ予防には取り組まれていません。

栄養改善については、県内の3分の2の自治体が、認知症やうつ予防については、3分の1の自治体を実施していることから、本市の遅れは明かです。

今後、特定高齢者施策をどのように充実していかれるのか、お聞きいたします。

2点目、一般高齢者を対象とした予防事業については、健康づくりや地域とのふれあい事業がありますが、認知症予防に力点を置いているわけではありません。

本市よりも高齢化率の低い他市町にさえ遅れをとっていることは、将来への大きな不安材料となります。認知症予防事業に早急に取り組むよう求めます。

質問の3項目目、アイデア五輪で受賞した提案の実現を求めて質問いたします。

市民から行政改革のアイデアを募集したアイデア五輪で、金賞と銀賞を受賞された提案については、行政改革第2次アクションプランの改革内容として計画に盛り込まれました。

金賞は下水道事業の財政健全化対策と小規模学校の統廃合の2点、銀賞は低稼働率の公共施設をNPOによってリノベート、市街化区域の拡大、火葬場の新設の3点でした。

しかし、これらの事業はアクションプランの対象期間、平成22年から24年のすべての期間において検討となっており、実施の予定が示されておりません。ということなのでしょうか、説明を求めます。

また、銀賞を受賞した低稼働率の施設をNPOによってリノベート、この事業については改革案に盛り込まれるときに、公共施設の有効活用という事業名に変更されております。この点についても理由をお伺いいたします。

公共施設の活用を検討する第1回のプロジェクト会議が、5月12日に開かれたと聞いています。有効活用を進める目的は何か、対象とする施設や貸し出しの基準、今後のスケジュールなどお答えください。

本事業を進めるためにどのような手順で進めていくのか、また、期待できる効果についてもお聞きいたします。

以上、壇上での質問を終わります。

#### No.106 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

#### No.107 ○行政経営部長(宮田恒治君)

それでは、質問の入札制度の見直しとアイデア五輪受賞提案の実現に向けて、この2点についてお答えしていきます。

まず最初に、入札制度の見直しの質問に対して回答いたします。

まず1点目、長期継続契約による入札結果をどう見るかという質問ですが、この入札結果については、市としてはコストの削減ができたこと、企業側としては長期の継続によって安定した契約がとれたことによって、お互いにメリットがあったと思います。

それから、2点目の長期継続契約の対象事業の今後の拡大ですけれども、今後の考え方といたしましては、仕様が画一的で均一的なもの、それから契約の適正な履行のために資器材の調達や労働力の確保など、相手の準備期間を確保する必要があり、単年度の契約では安定した業務の履行に支障が生じ、また、単年度では費用が割高になるものについては、今後も考えていきます。

それから、3つ目の随意契約の削減という質問ですが、随意契約の削減につきましては、数字は余り変わっておりません。

しかし、その内容を見ますと、競争入札に適さないもの、いわゆるその業者もしくはその団体でなければできないところを除けば、おおむね5割程度であります。

もちろん、法律に照らして事務を執行してまいりますが、今後とも地方自治法を遵守して事務を執行してまいりたいと考えます。

それから、4番目の入札の見直しの考えですけれども、入札の見直しについては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、いわゆる適正化法によって入札、契約の手続の透明性、公平性及び競争性を図るため公募型指名競争入札の導入、また、事務の効率が図れる電子入札の導入を拡大していきます。

さらには、一般競争入札に事後審査型を取り入れることなどもやってきております。

今後の見直しにつきましては、現在の社会情勢、特に経済状況が回復しなければ、なかなか難しい問題ではないかと考えています。

それから、3番目の質問の回答になります。アイデア五輪の受賞提案の実現に向けてであります。

アイデア五輪において、金賞及び銀賞を受賞された提案は5項目でありました。今回、第5次行政改革第2次アクションプランに盛り込みました。この5項目は、いずれも容易に解決できる提案ではなく、市に権限もない項目でもあります。

こうしたことから、関係機関と協議を積み重ねなければ解決できない課題や、また、市民感情に配慮しながら、慎重に進めなければならない問題も含まれております。現在のところ、具体的な実施年度は決めかねております。

しかしながら、課題として取り組まなければならない重要な事柄であることから、今回のアクションプランに盛り込み、具体的な検討を進めることとしたわけであります。

推進体制といたしましては、行政組織の拡充や庁内プロジェクトチームの活用によって検討していく考えであります。

また、提案名と事業名が異なっていることに関しましては、今回のアイデア五輪の考え方が、総合計画によるところの「協働で創るしあわせ社会」の実現を目指し、市民目線での行革についてのご意見を伺ったものであります。

そうした意見を市政に生かすことを目的としており、あくまで提案についての考え方を参考にするものであります。

こうした考えのもと、提案の趣旨をアクションプランに盛り込んだ次第でもあります。

先月ですが、開催した行政改革プロジェクトチームの会議の趣旨は、こうした公共施設を有効活用するためのガイドラインの作成や、比較的利用率の低い施設について、今後公共性を保持しながら有効に活用することを検討していくというものであります。

現在、対象施設や貸し出し条件などについて、順次検討しているところでもあります。

できるだけ早い時期に、すべての市の施設について洗い出しを行い、有効活用できる施設については、積極的に貸し出せるよう諸整備を図っていきたいと考えています。

本事業が有効に実施されれば、行政だけでは困難な事業が可能になるばかりか、地域



活動や市民活動がより活発になり、協働で創るしあわせ社会の具現化に資するものだと考えております。

以上で終わります。

**No.108 ○議長(矢野清實議員)**

神谷健康福祉部長。

**No.109 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)**

それでは、健康福祉部より介護予防事業の拡充を求めて、にご答弁を申し上げます。

まず、特定高齢者施策の充実につきましてお答えをいたします。

本市の特定高齢者事業は、運動訪問型の筋トレ教室、口腔訪問型の歯つらつ教室、そして、運動、口腔、認知、うつ、閉じこもりをカバーいたしました、いきいきサービスの事業を実施しております。

いきいきサービスでは、生活機能訓練や認知症予防訓練、趣味、娯楽活動など、さまざまな事業を実施しておりますが、参加人数など、まだまだ十分といえませんが、今後のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、2番目の認知症予防についてお答えをいたします。

認知症介護予防事業につきましては、高齢者自身の尊厳を重んじ、慎重に進めていかなければならない事業であると考えます。

認知症に対する正しい知識と理解、そして地域での支援の必要性を周知するために、講演会や講習会、また、介護者同士の意見交換の場の提供が必要であると考えております。

また、本市ではキャラバンメイトによる認知症サポーター養成講座を、平成 18 年度から実施しており、本年度も引き続き行ってまいります。

また、認知症と認定されていない、いわゆる予備軍につきましては、十分な把握ができておりませんので、家族や周囲の方々の協力を得ながら、認知症予防事業を一般高齢者事業として、一人でも多くの高齢者が参加ができるよう研究をしてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

**No.110 ○議長(矢野清實議員)**

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

**No.111 ○15番(山盛左千江議員)**

それでは、入札制度の見直しから再質問をしてみたいです。

長期継続契約につきましては、結局は拡大をするということで理解してよろしいのでしょうか。

私は具体的な事業名とか件数とか、そういったことをお聞きしているつもりだったので、お願いしたいと思います。

それから、随意契約については、結局は減らせていないということに、今の回答ですと聞こえてまいりました。

減らすための工夫についても質問いたしましたので、あわせてご答弁をお願いいたします。

**No.112 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

**No.113 ○行政経営部長(宮田恒治君)**

今後の長期継続契約につきましては、これは行革プランにも示してありますので、今後もちょうとした長期継続契約は拡大をしていきます。

ただし、何を選択するかについては、それぞれ今度は数年間の長期継続になりますので、仕様書の変更が必要ではないものの、画一的な業務については、長期継続の対象になるものを、今後も増やしていきたいと考えています。

それから、この長期継続契約を実施したのは、平成19年末に条例を制定いたしましたので、20年からこうした長期継続契約を実施してきております。

既に20年、21年では全部で三十数件、また、22年では二十数件の長期継続を実施してきておりますので、こうしたことを随契から入札制度に変えてきておりますので、先ほど山盛議員の質問で72%ぐらいだという、多分19年度のときの資料だと思いますけれども、現在、もしこの数字を単純に随契の中に入れていけば、大体6割ぐらいが今の随契の数になっていきます。

以上で終わります。

**No.114 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.115 ○15番(山盛左千江議員)

具体的に画一的とか何とかという、それがどういう事業に当たるのかというのをお聞きしているつもりです。

それから、随契を減らすというのも、長期継続契約にすることで減らすというような答弁に聞こえてまいります。

長期継続にするというのは、リース契約だとか、そういったものに最初取り組んだわけですから、役務の提供的なものは22年度が初めてです。

だから、新たな事業を増やすということについてお伺いしているので、その点についても一度お願いいたします。

それから、入札全般についてですけれども、何か答弁があったようななかったような、要するに経済状況がよくないから難しい。要するに、やらないということなんでしょうか。

本年度に契約された、下に公表されている入札結果をちょっと調べてみたところ、予定価格が1億円を超えるものが、学校の耐震なんですけれども、3つありました。それが一般競争入札をされまして、落札率が70%を切っていました。

しかし、同じ耐震ですけれども、予定価格が7,000万円ぐらいのものについては、市内業者のみの公募型指名競争入札にかかっておりまして、その落札率が99.2%でした。

明らかな違いに、競争性や公平性が働いているのかなというふうに疑問を感じましたが、この結果を見ても一般競争入札あるいは指名業者、予定価格の事前公表をやめるなどといった取り組みについては進めていかれないのでしょうか、お願いいたします。

No.116 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.117 ○行政経営部長(宮田恒治君)

1つ、随契を減らす手段としまして、先ほど言いました長期継続契約で随契が入札をすることによって減っていくと思います。

ただし、この長期継続契約が入札のできる範囲は、物品の借り入れと、それから役務の提供に限るということを条例で定めておりますので、この2種類ぐらいしか長期継続の対象にはなっていきませんので、ご承知ください。

それからもう一つ、一般競争入札へどんどん拡大できないかというご質問でしたね。

市の厳しい財政状況の中では、行革などで削減はしています。ですが、果たしてこれだけでは経済はやっぱり好転していかないと思います。

財政と経済はやっぱり一体的でありますので、市の財政状況を好転しようと思えば、地域の経済の活性化がぜひとも必要になっていきます。

そして、地域の経済の活性化のためには、当然地元の企業の活性化が必要になってきますので、こうした地元の企業の入札の参加を確保することが、まずは一つの自治体の務めではないかなと思います。

こうしたことを考えますと、今の厳しい経済状況の中では、一般競争入札の額を下げて、市内の企業の受注の機会を下げるべきではないと考えております。

あと、それから事前の公表、予定価格の公表の質問もありました。

今まで市は予定価格は既に事前に公表しております。これに至るメリットとしましては、公平、透明性の入札の執行が可能になるということやら、それから不正な事務等が削除、まあ防止できるという形で、これまで推し進めてきました。

ただし、こういったことから、市では既に電子入札をかけておりますので、また、予定価格の事後公表ですと、電子入札のシステムについて総合的に検討をする必要が出てくると思いますので、今はしばらくは予定価格の事前公表を進めていきたいと考えております。

以上で終わります。

#### No.118 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

#### No.119 ○15番(山盛左千江議員)

今の答弁を聞いていますと、地元業者を保護していくためにも、活性化のためにも、今の入札のやり方がいいというふうに聞こえてくるわけですが、今のように1億円を超えたもの、すなわち一般競争入札をしたものと、公募型ではありますけれども、指名競争入札で業者も予定価格もすべて公表されたものとで、これだけ差が出てきているんですよ。

その部分、競争性が十分働いていない可能性が、結果として出ているわけですが、これも、これが地元業者の育成だというふうに考えているんでしょうか、お願いします。

#### No.120 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

#### No.121 ○行政経営部長(宮田恒治君)

入札の結果は、あくまでも結果であります。

市にとっても、入札は適正価格でとっていただければ、それでいいかと思います。

適正価格でとっていただくことによって、企業の雇用が生まれて、それから、それによって地域の経済が発展できれば、市の財政のためにも、それは将来的には寄与できるのではないかと考えております。

以上で終わります。

#### No.122 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

#### No.123 ○15番(山盛左千江議員)

もちろん結果ですけれども、こういう結果につながるような入札制度を改めませんかというふうに提案しているんですが、わかりませんか。

一般競争入札をした3つの学校の入札残が1億1,000万円あるんですよ。補助金の一部は学校ですので、返還はしますけれども、入札残の相当額が市の次の財源として活かせるわけです。

一昨日ですか、基金が少ないというような質問もあったと思いますけれども、不況だからこそ、財源がないから入札の見直しをして、公平、公正にやっていただき、それで少しでも浮いたお金を市民に、地域に還元していこうじゃないかと言っているんですけれども、どうして今のままの入札制度のほうが地域への還元になるのか、私には理解できません。

もう一度お願いします。

#### No.124 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

#### No.125 ○行政経営部長(宮田恒治君)

先ほどの入札の結果につきましては、結果としては一時的なコストの削減、まあ財政的には寄与できるかと思っておりますけれども、先ほど言いましたように、市の行政といたしましては、地域の商工業の育成というのが、重大な政策課題でもあります。こうしたことによって、地域の商工業者の育成を図るべきではないかなと思っております。

それによって、将来的にはそうした市の財政状態に寄与できるものと考えております。

以上で終わります。

#### No.126 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
山盛左千江議員。

**No.127 ○15番(山盛左千江議員)**

同じお金を使って、落札した業者が高い契約をするわけですから、そこは確かにいいでしょう。経営はよくなるでしょうし、支援にもなるでしょう。

しかし、入札に参加する業者ばかりでもないし、業種も違うんですよ。いろいろな人たちが豊明で暮らし、営みをしていらっしゃる。税金を納めていらっしゃるわけですよ。

そういったことから、より公平で競争性の高い入札をしていただいて、そういう制度に変えて、余剰金を、入札残を地域のために貢献したらどうなんですか。

今のようなままのやり方が、一番豊明にとっての経済効果、それから景気対策だというふうに私はとても考えられません。

例えば、余剰金で浮いたお金を市内の中小零細企業の資金援助にするとか、無担保でお金を貸すとか、あとは従業員を切らざるを得ないような人たちに、何かしらその雇用者に補てんをすとか、あるいは450周年、桶狭間の合戦で皆さんで商品開発をされました。すべて国庫補助です。市は1円も使っておりませんが、こういったところで節約できた部分を、地域の商品開発とか販路の開拓に市が積極的に援助するとか、そういう地域の支援、活性化、そういったことも十分あるというふうに思いますが、私の提案はいかがでしょうか。

**No.128 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。  
宮田行政経営部長。

**No.129 ○行政経営部長(宮田恒治君)**

浮いた財源があれば、そうしてまた地域に還元することも可能だとは思いますが、1つは法律の中でそれぞれの自治体も地元の地域企業、特に中小企業に対して入札の機会の確保をなさいであるとか、そういった地元の企業の育成を求められています。

この法律に基づいて、市もそうした中小企業の入札の参入機会を設けているのであります。

以上で終わります。

**No.130 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

**No.131 ○15番(山盛左千江議員)**

入札の質問をしていると、必ず最後にはそこに行くですよ。

ですけれども、今申し上げましたように、入札に参加できる業者を守る、入札の機会を確保するという法律は、日本中同じように法律があるわけです。

しかし、近隣市町において一般競争入札の限度額を 5,000 万円にしたり、あるいは 1,000 万円にしたり、どんどんそういうふうに変えていっているわけです。

であるから私は申し上げて、法律に反したことをしろと言っているわけではなく、よそはそういった改革をすることで財源を確保し、福祉だとか地域のためにお金を使っているわけです。

そういったことの工夫がなぜできないのか、再度お願いします。

**No.132 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

**No.133 ○行政経営部長(宮田恒治君)**

一般競争入札の価格については、それぞれ自治体でばらつきがあることは承知しております。

最低 130 万円から、上は5億円程度までを一般競争入札としている自治体もあります。

しかし、先ほど私が言いましたように、どの自治体も入札に際しては地域要件を付して入札を求めているところが、ほとんどではないかなと思います。

つまり、その自治体の企業の中でやれる仕事であれば、必ずその地域要件が付されています。

それから、金額を幾ら上げてても下げても、その市内の中でそういった企業があれば、「市内の企業に限り」というような入札条件、制限付きの一般競争入札にされていますので、考えとしては同じではないかなと思います。

以上で終わります。

**No.134 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.135 ○15番(山盛左千江議員)

では部長、そういうやり方でやったらどうですか。

一般競争入札の枠を広げつつも、地域要件をしっかりとつけていく。それだったらできるんですね。答弁を求めます。

No.136 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.137 ○行政経営部長(宮田恒治君)

今のままだと、入札の条件を引き下げても、多分結果としては同じ形になるかもしれませんが、少しでも市内の企業が入札の参加機会を確保するために、今の制度をそのまま維持し、経済が好転したら、また改めて考えていきたいと考えています。

以上で終わります。

No.138 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.139 ○15番(山盛左千江議員)

今、部長、一般競争入札にしても地域要件をつけているから、余り変わらないと言われたじゃないですか。変わらないんだったら、やったらいいじゃないですか。

それでもって、またやらないというのは、本当にいつも意味がわからないんですけども、指名業者の事前公表をしないのが一般競争入札です。予定価格は公表しても、入札に入る業者がわからなければ、競争性が働くということなんですよ。

たくさん入ってきてもらっていいですよ。皆さん、別に一般競争入札にしたら、地域要件をつけて一般競争入札にしたら、参入の機会が失われるわけじゃないですから、より一層広がるかも知れないじゃないですか。

だから、そうしつつも、競争性が働くように工夫したらどうですかというふうに申し上げます。これは切りがないので、こういった見直しについての一言、市長、どう思いますか。

やれば効果が出る、できればやりたい、そんな気持ちがあるかないかだけお答えいただければありがたいです。



No.140 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.141 ○市長(相羽英勝君)

この何ていうんですか、一般競争入札と指名競争入札、それからネットを使ったネット入札等、いろいろありますけれども、市の行政というのは、守る部分と攻める部分がありますから、これは攻める部分はどういうことかといいますと、例えば豊明の中の業者で全然できない仕事もあるわけでありまして。

例えば、下水道の管の掃除というのは、私もどうしてこういう競争入札になるんだというのと、豊明にはないと、そういうところもあるわけですね。

ですから、仕事によっては豊明でやれない仕事もありますけれども、そういう仕事であっても、市外の業者がそういうのは一応今やっているわけでありましてけれども、これからは今度は守るというほうでありますけれども、豊明市内の業者さんで、できるだけステップアップしていただく必要もあるわけですね。切磋琢磨していただく必要もあるわけでありまして、そこら辺は我々も一緒になって切磋琢磨をしていくという部分もあります。

ただ、市のお金は税金でありますから、これはできるだけオープンな形で競争をしていただいて、その事業を執行していくと、こういうことについては私は異存ないわけでありまして。

以上です。

No.142 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.143 ○15番(山盛左千江議員)

市長は、20年の6月議会のときにも、やっぱり「公平、公正、競争は原則だ」というふうに、はっきりおっしゃいました。

そういう原則は重々ご承知だと思いますので、地元を私は別にいじめろと言っているわけではないんです。浮いたお金を地元のために、さらに工夫をして公平、平等に使えるように工夫ができるんじゃないかということを提案しているのだから、そのことをよく頭に置いて取り組んでいただきたいというふうに思います。

次は、介護予防事業の拡充についてですけれども、担当にお伺いしますが、特定高齢者事業については、県内と比較して立ち遅れているという実感はあるでしょうか、お願いし

ます。

No.144 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.145 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

特定高齢者の施策の中の事業につきましては、議員がお調べの県下の各種の状況の中で、豊明は口腔の事業しかやっていないということでしたが、集計の中のその他のところで豊明の場合は、運動も栄養も閉じこもりも認知症もうつ予防についても、いきいきサービスの中でやっているんですが、ただし、参加人数が非常に少ないということで、ここら辺はもうちょっと積極的にお誘いをして活動をしていかなければいけないというふうに考えております。

終わります。

No.146 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.147 ○15番(山盛左千江議員)

参加人数が少ないのでお誘いしたいとお誘いしても、いきいきサービスの場合は今、定員が15人で満員なわけですよ。そうすると毎日やったとしても、75人しか受けられないんですよ。今は30人前後ですけども、仮に頑張っても倍ですよ。

さっき私が申し上げたのは、けたが違うと思う。1,700人とか言いましたよね、私。だから、足りないんじゃないですかと言っているんですが、拡充については努力したいというふうに答弁をされているわけですから、今、第5期の介護保険の策定が今年から始まるわけですけども、そういったところには今申し上げましたように、豊明ではやってない栄養だとかうつとか認知症とか、それぞれの単独の事業をよそはやっているんですよ。やっていく必要があるんじゃないかなと思います。その気持ちがあるかどうかお願いします。

No.148 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

**No.149 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)**

確かに、参加の限界はございます。21年度の参加人数も少ないということで、延べ利用回数でいきますと1,500回以上でございますが、やはりまだまだ足りないというふうに考えております。

それから、サービスの内容につきましても、今のいきいきサービスの中で生活機能訓練から認知症予防訓練等々を行っておりますが、まだまだ足りないと考えておりますので、今後研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

**No.150 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

**No.151 ○15番(山盛左千江議員)**

研究じゃ困るんですよ、事業をつくってってもらわないと。

本市の予防事業は、介護保険の3%まで予防事業に充てられるというふうに、一応国で決めているんですが、その3%も予防事業をやっていないじゃないですか。せめて枠いっぱいまで使って、よそは一般財源も入れて予防事業をやっているところがあるんです。

県に全部、一覧表で出ているものですから、見れば一目瞭然なんですけれども、とにかくやらないと、今言ったような数字がのしかかってくるわけですから、努力をしていただきたいというふうに思います。

それから、県が調べた調査の結果によりますと、本市が特定高齢者の予防事業になかなか取り組めない理由として、マンパワーの不足というふうなところにチェックが入っていました。このマンパワーの不足というのは、どういったことでチェックを入れられたのでしょうか。

**No.152 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

**No.153 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)**

豊明の場合ですと、特定高齢者の介護予防事業に携わります地域包括支援センターのほうの職員も余裕がといいますか、完全に満たされているというわけではなくて、いっぱいいっぱいの人数でやっているという現状があると考えております。

以上です。

**No.154 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

**No.155 ○15番(山盛左千江議員)**

その包括支援センターの職員ですけれども、今2名欠員になっていると思います。

この補充は考えているのでしょうか、可能なのでしょうか。

それから、認知症サポーターの話も、先ほど答弁の中で出てまいりましたが、本市のサポーターは、これは県のホームページで見える限りですが、440人に、メイトさんが14人ということで、結構な人数がいらっしゃるわけですが、こういった方たちは認知症を理解するというのが、本来の目的というか、なんですけれども、県としてはそういう人たちが地域のリーダーになって、まちづくりの担い手に育ててくれることを期待しているわけです。

なので、組織化だとか、今後そういった方たちの活用というようなことはご検討されますでしょうか、お伺いします。

それからついでに、市民のマンパワーについて、どのように考えていらっしゃるかお聞きしたいんですけれども、地域福祉計画、豊明市がつくったこういった計画ですけれども、この中にモデル的な小地域福祉活動の推進とか、地域福祉推進員の配置だとか、団体へのいろいろな資金援助だとか、公共施設の活用とか、たくさんいろんなメニューが入っていました。

特に、その中で地域福祉特別枠ということで、市民の創発型の提案型事業というんですか、そういったものが一昨年、1回だけやられて、もうなくなってしまいました。今年度は予算がついておりません。

こういったものの復活も考えていかれるのか、市民のマンパワーという点で、認知症サポーターのより一層の活用を考えるのか。そして、そういった市民の活動を支援するための援助などの枠を復活するのか、お答えください。

**No.156 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

**No.157 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)**

包括支援センターの欠員の2名の件でございますが、この2名につきましては、それぞれ

外の団体から派遣をいただいておりますが、ちょっとトラブルというんですか、アクシデント等で欠員になっておりましたのですが、6月1日に、それぞれの団体から代替要員ということで派遣をいただきましたので、この2名の欠員については、現在は6月1日以降、補充はされております。

それから、キャラバンメイトにつきましては、平成18年から14名の、先ほどのキャラバンメイトの方で講習会を延べ16回、527人に対して行っていただきました。

今後も、このキャラバンメイトが中心になりまして、市民の方に介護についての啓発をしていきたいと考えております。

終わります。

#### No.158 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

#### No.159 ○15番(山盛左千江議員)

すみません。地域福祉計画の中に盛り込まれている事業についての答弁がなかったので、お願いします。

それと、第5期の介護保険の計画はこれからつくられると、さっきも申し上げましたけれども、本市は本当に近隣に比べると、日進とか大府、刈谷、みよし、いろんなところの取り組みと比べても、大変寂しいような状況ですので、そういったことをきっちり穴埋めをしていくような、盛り込んでいただけるのかどうか、その事業の今後の進め方について、最後にもう一度お答えをいただきたいと思います。お願いします。

#### No.160 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

#### No.161 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

地域福祉計画の中にあります地域福祉推進員の方、例えば、これはボランティアの方による活動をお願いするということなんですが、そういったことも含めて、この地域福祉計画にのっとって前進をさせてまいりたいと考えておりますが、先ほどの市民創発型事業のもの、予算を伴うものにつきましては、市の予算状況等をかんがみて、予算計上をされたら活用してまいりたいと考えております。

それから、先ほど言われました、まだまだ充足がされていないようなものにつきまして

は、今3年計画を策定中でございますので、この中で検討をしてまいりたいと考えております。

以上です。

**No.162 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

**No.163 ○15番(山盛左千江議員)**

では、アイデア五輪のことについてお伺いをいたします。

公共施設の活用については、私は何度も質問をしております、平成20年の12月議会でいろいろ指摘をさせていただきました。

農村改善センターの利用が極端に低いとか、公民館などについても利用が進んでいないんじゃないかと。あと、市の食堂の、今3時に閉店されますが、その後の活用だとか、市有地の有効活用、それから市としてはまだ貸し出しはしていないけれども、そういったところも貸し出してはどうかなどなど、いろんな質問をさせていただきました。

土地の有効活用につきましては、豊明駅での月極駐車場が予算計上され、この夏から動き出すということではありますけれども、20年の12月議会の質問以降、各担当において何か工夫されたこと、稼働率を高めるために何かされたことがありましたら、ここでご披露いただきたいと思います。

**No.164 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

**No.165 ○行政経営部長(宮田恒治君)**

以前の質問の中で、各公共施設の稼働率の問題も上がりました。そして今回、施設の稼働率の状況をいったん調査をかけまして、そのために今回新たに職員のPTの設立をいたしました。

そうした低い稼働率の公共施設については、今後どうしたら有効的な活用ができるかというのを検討する方向にしていきたいと考えております。

以上で終わります。

**No.166 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
山盛左千江議員。

**No.167 ○15番(山盛左千江議員)**

ということになると、私が質問してから1年半、これからPTを立ち上げてやっていくというのは、これは何もやっていないということになるんですが、そういうことなんですか。

農村改善センターの稼働率については、私が質問したときに調べた数値よりも、担当のほうで調べられた結果のほうが、まだ落ちているんですね。さらに稼働率が下がっている。私は何のために質問したのかというふうに悲しく思うわけですが、公民館については何か工夫されたというようなことをちょっと聞いたんですが、もしありましたらお知らせいただきたいと思います。

**No.168 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。  
竹原教育部長。

**No.169 ○教育部長(竹原寿美雄君)**

南部公民館のほうの関係でありますけれども、会議室を1つ、稼働が少ない、申し込みのない日に、学習室として利用をしていただくという方針を出しまして、これは去年の12月からですから、もう半年ぐらいになります。

一番多く利用していただいた月には150名ほどに、学習室として利用していただいた実績が残っております。

以上です。

**No.170 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
山盛左千江議員。

**No.171 ○15番(山盛左千江議員)**

では、若干なりとも頑張ってくださいとあるということで安心はいたしますけれども、今後PTができたということで、さらなる改善を求めるところですけれども、銀賞をとったNPOによるリノベートという提案なんですけれども、これはタイトルが変わったことで、この事業は行われぬ。銀賞をとったんだけれども、実施されないというふうになってしまうん

でしょうか。

少し銀賞をとられたものをご紹介させていただきたいと思いますが、有効活用をしたいというふうに言っているのは、体育館の中の施設です。

施設管理協会が廃止されたことによって、体育課の事務室として使われていた部分が不用になったと。そのもともとの事務室として使われた部屋は、体育館ができたときには喫茶店というか、民間の方がレストランというか軽食を提供していらしかったところだったということで、そこを軽食喫茶ができるような施設に改修して、障がい者のA型の就労支援の場にしたいと。さらに、高齢者のミニデイサービスの施設としても活用したいと。飲食を提供することで、障がい者や高齢者と体育館を利用される人たちとの交流ができて、温かい食事の提供もできると、さまざまなメリットがそこに書かれておりました。

さらに、改修のための費用は、日本財団の援助金を予定しているということも書かれておりましたので、市の負担はゼロであるということで、まあだから銀賞をとったんだろうというふうに考えております。

公共施設の有効活用というふうに事業名が変わってしまったことで、この銀賞の提案はどうなってしまうのか、お願いいたします。

#### No.172 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

#### No.173 ○行政経営部長(宮田恒治君)

最初の答弁でお話をしたとおり、アイデア五輪で提出されました案件は、そのまま採用という形ではなくて、そういった趣旨のものを採用したと思っております。

しかし、そういった趣旨をそのままほかっておくということではありませんので、有効利用をできる施設については、どういう活用ができるかという形で今検討するのが、今回発足したPTであります。

貸し出しする施設は、いずれも行政財産の目的外使用として貸し出すことになりますので、本当にここ数年、何年か行政目的に使うことはないのか、そして、その建物の行政目的に沿うような活用の仕方はどんなことがあるかということこれから検討して、有効利用をさせていきたいと思っております。

以上で終わります。

#### No.174 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。



山盛左千江議員。

**No.175 ○15番(山盛左千江議員)**

先ほど、発達障がいの方の質問のときにも、部長は答えていらっしゃったんですけども、障がい者の総合相談窓口ができてまいりますね。そこで相談をしていくんですけども、じゃ就労の支援をしようと思っても、受け入れるところがなければ、社会的資源がなければ、聞いただけで終わってしまうんですね。そういったこともあると思います。

それからゆったり工房、精神障がいの方たちの施設ですけども、そこは豊明からたくさんの方が利用されていらっしゃるので、送迎バスがもういっぱいでお断りがあったというふうにも聞いています。そういった方たちが、もしここが、この銀賞の提案が生かされれば、行き場所ができるわけです。

そういったことを考えると、大変いい提案だというふうに私は考えております。

それから、高齢者の給食サービスの拠点拡大の支援というものも、地域福祉計画の中に上げられていました。健康福祉部の部長の立場から、この銀賞についてどんな感想というか、印象をお持ちになりますでしょうか、お聞かせください。

**No.176 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

**No.177 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)**

確かに、地域福祉計画の中に障がい者の方の就労の場所だとか、高齢者の方の活動場所等々の現行の福祉計画、それから障害者福祉計画に計画がされておりますので、健康福祉部といたしましては、この計画に基づき事業を進めていかなければならないと考えております。

しかしながら、それが市の特定の公共施設の利用方針だとか利用目的と、すぐに現段階で結びつくとは考えておりません。

以上です。

**No.178 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

**No.179 ○15番(山盛左千江議員)**

でしたら、市はその計画を進めるためにどこかの施設、あるいは、どこかの提案する力のあるところに仕事をゆだねていかなければいけない。あるいは、市がみずからつくり出さなければいけないんです。それができるんですか。

お金をかけずに、場所さえ提供すれば頑張ります、やれますという団体がいらっしゃるんですから、それを活用しない手は私はないと思うんですけれども、どうでしょうか。

それから、教育委員会にお伺いしますけれども、本年度に機構改革がありましたときに、体育館の旧事務所、今は印刷室となっているところですけども、そこに生涯学習課の事務所を移すというような提案があったけれども、没になったというふうに聞きましたが、その経緯を簡単にお知らせいただきたいと思います。

それから、体育館に今提案されている元喫茶店ですが、そこを使いたいというような事業計画が上げられているかについてもお願いします。

#### No.180 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

#### No.181 ○教育部長(竹原寿美雄君)

体育館のほうに生涯学習課の事務室が移るとするのは、この4月の機構改革の折に提案を教育委員会のほうへしていただきました。

教育委員会のほうで検討させていただいた結果、生涯学習課が本庁から離れるというのは、デメリットのほうが大きいと、そういうことで生涯学習課は本庁に残るという結果になったということであります。

それから、今の体育館にありました元喫茶店の後の現在、印刷室として使用されている部屋について、このアイデア五輪の関係で、そこを利用したいというふうにお申し出をいただいたということは承知をしておりますけれども、行政経営部長のほうからご説明がありましたけれども、現在、プロジェクトチームの中で、市全体の公共施設の利用について、その方針を出すということになっておりますので、それにあわせて検討をしていくものだというふうにご承知しております。

以上です。

#### No.182 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.183 ○15番(山盛左千江議員)

そうすると、健康福祉部長の再質問に対する答弁はないんですけども、計画の中に入っているものは進めていきたい。今、部屋は空いているけれども、宮田部長のところでゴーが出ないと動けないと、そういうことになってきたわけですけども、なぜこれが動かないのか。

その一つの理由に、社会福祉協議会の2階はもう既に公募をかけて、有効活用を進めていますね。そこは進むのに、なぜほかは、銀賞をとったものは御破算で一から考え直して、どんなことに使えるのか、空いてるのに今から調査するんですか。よくわからないんですよ。

市としても、そういう政策的に必要なわけですよ。部屋は空いているんですよ。お金も財団のものを使えば、市の負担は要らないんです。なぜだめなのか。

それから、県のほうから障害者自立支援基盤整備補助事業というものが提示されまして、事業の工事ですが、上限額 2,000 万円、100%補助で募集がありました。

ですけども、これもせっかく 2,000 万円ですよ、100%補助ですよ。行政経営部がだめということで、これも流れちゃうんですよ。こんなもったいないことはないと思いませんか。

No.184 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.185 ○行政経営部長(宮田恒治君)

体育館の空き室の利用については、だめだという結論には当然至っておりません。まだ、そのための協議が済んでいないということでもありますので、貸すか、貸さないかについては、まだその結論に至ってないということでもあります。

福祉会館がなぜ先にできたかといいますのは、これも先ほど行政目的にありますNPOなどの公共目的のために、また、市の事業目的のために早急にやらなければいけないということがありましたので、最初に福祉会館の空き室の利用をまず検討いたしました。

そのほか、まだ利用の低い施設等もありますので、これについて将来的にどうするかということも含めて、今後協議をしていくことになっていきます。

終わります。

No.186 ○議長(矢野清實議員)

山盛左千江議員に申し上げますが、残り時間わずかです。

山盛左千江議員。

No.187 ○15番(山盛左千江議員)

わかっています。

私は前向きな答弁だというふうに受け取らせていただきました。

「だめだ」と言っていないということは可能性がある。これから市民生活部、健康福祉部、そして提案された方、もちろん行政経営部もそうですけれども、話し合いを始めてください。協議を始めてください。できるものは早くやってください。

今、「行政目的のために必要であれば早急に」と言われましたよね。行政目的はありますね。健康福祉部長、ありますね。ということです、目的はあります。

それから、県の補助金はいつも期限が短いんですけれども、すぐに応募に手を上げないと、この2,000万円は流れていってしまうんですよ。緊急性もあります。早急に協議を開いて、貸すか、貸さないか、これから決めていただくことはできますでしょうか、答弁をいただきます。

それから、有効活用については、私もここだけが必要だと言っているわけでは、決してありません。全体的にこれから洗い出しをされるというのは、とても重要なことですし、私も期待をしているところです。

私が考えるのには、今利用していただいているところの稼働率の低いところの目的を変えたり、時間を変えたり、料金を変えたり、より使っていただきやすいように変えるということが1つ。

それから、思い切って社会福祉協議会のように、例えば体育館を、NPOに継続的に、安定的に、市ができないかわりをやっていただくような、そういった施設として生まれ変わらせる。この2種類あると思っています。

ですので、両方をきちっとやっていただきたいというふうに思っております。

これについての答弁は、市民生活部長にお願いしたいんですけれども、そもそも協働推進計画の中に、この中で公共施設の有効活用の検討をやる期限は22年度なんです。今年度中に結論を出すことになっているんですよ。

ですから、行政経営部がどうたらこうたら、アイデア五輪がどうのこうのではなくて、そもそも、やっていなければいけなかったということをご理解いただきたいわけです。

ですから、それも含めてほかの全部を洗い直して、あそこがどうだ、ここはどうだとやっからスタートを切るのではなく、できるところからどんどん実績を上げていく、有効活用をしていく、そんなことを進めていきたいんですが、両方に答弁をお願いします。

No.188 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.189 ○行政経営部長(宮田恒治君)

行政財産の空き室があれば有効利用をしていくというのは、その考えは変わりありませんが、先ほど議員が質問されたように、その団体からの1つの提案でありますので、もし貸し出し可能であっても、その団体のために貸し出すというようなことはいたしません。

もし、貸し出すときにあつては、当然プロポーザルで、オープンな形で募集をかけて貸し出していきたいと考えています。

終わります。

**No.190 ○議長(矢野清實議員)**

平野市民生活部長。

**No.191 ○市民生活部長(平野 隆君)**

確かに、市民協働推進計画の活動拠点の提供ということの中に公共施設の有効利用もあります。

それは、公共施設を有効活用して、市民活動への利用を働きかけるという文言だと思います。

ですから、今のやりとりどおり、すぐそれに同調して市民生活部としても…。

**No.192 ○議長(矢野清實議員)**

発言中ですが、時間がありませんので簡潔に。

**No.193 ○市民生活部長(平野 隆君)**

もちろん、行政経営部長のように趣旨採択、考え方は採択しているものですから、後は福祉の施策と相まってPTで、まあ至急かどうかはちょっとあれですけども、検討することはお願いしていきます。

**No.194 ○議長(矢野清實議員)**

これにて、15番 山盛左千江議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明6月12日から6月14日までの3日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.195 ○議長(矢野清實議員)**

ご異議なしと認めます。よって、明6月12日から6月14日までの3日間を休会と決しました。

6月15日午前10時より本会議を再開し、議案質疑・委員会付託を行います。  
本日はこれにて散会いたします。  
長時間ご苦労さまでした。

午後2時1分散会

---

copyright(c) Toyoake City.